

令和4年（2022年）1月21日
都 市 計 画 審 議 会 資 料
まちづくり推進部中野駅周辺まちづくり課

団町地区のまちづくりについて

中野四丁目に位置する団町地区においては、『団町地区まちづくり方針（2015年8月）』に基づいてまちづくりが進められており、「団町東地区」については、既に市街地再開発事業の組合設立認可がなされ、組合によって事業が進められているところである。

この度、「団町西地区」においても、市街地再開発事業について、中野団町西地区市街地再開発準備組合及び関係機関との協議・検討が進展し、市街地再開発事業の実施が見込まれる段階となった。そのため、現在区では『団町地区まちづくり方針』についてこれらの内容を反映させる改定を行うと共に、市街地再開発事業の実施に必要な都市計画変更・決定手続きを行っている。このことについて下記の通り報告する。

1 団町西地区について

① 位置



② まちづくりの経緯

- | | |
|-----------|------------------------|
| 2011年 9月 | 東地区準備組合設立 |
| 2013年 4月 | 西地区まちづくりを考える会発足 |
| 2015年 12月 | 東地区の市街地再開発事業にかかる都市計画決定 |
| 2018年 4月 | 西地区準備組合設立 |

③ 団町西地区内の権利者数

- ・ 権利者数 41件
- ・ 準備組合員数 30件
- ・ 加入率 73.2%

2 囲町地区まちづくり方針の改定（別紙1・説明資料参照）

（主な改定内容）

- ・引用している関連上位計画等において改定等がなされたものの更新
- ・囲町西地区のまちづくりの方針を追記
- ・囲町西地区における市街地再開発事業の方針を追記

3 囲町西地区市街地再開発事業にかかる都市計画について

（別紙2・説明資料参照）

① 決定・変更する都市計画

1)囲町地区地区計画の変更

囲町西地区に地区整備計画を設定

※目標・方針については2015年に設定済み

2)囲町西地区第一種市街地再開発事業の決定

3)高度利用地区の変更

囲町西地区に市街地再開発事業区域・高度利用地区を設定

4)用途地域の変更（東京都決定）

5)高度地区の変更

6)防火地域及び準防火地域の変更

用途地域を一中高(容積率200%)から一住(容積率300%)に変更、

併せて高度地区を廃止し準防火地域から防火地域へ変更

② 経緯

2021年10月（都市計画素案）説明会の開催・意見募集

12月（都市計画原案）説明会の開催・公告・縦覧・意見書の提出

4 今度の予定

（都市計画手続き関連）

2022年2月 都市計画案の説明会(2/16)

都市計画案の公告・縦覧・意見書の提出(2/17～3/3)

4月～ 都市計画審議会（中野区・東京都）への諮問

6月 都市計画決定・変更告示

（囲町西地区市街地再開発事業関係）

2023年～ 組合設立認可

権利交換計画認可

工事着工

2027年度 事業完了

団町地区まちづくり方針

令和4年(2022年)1月改定

中野区 まちづくり推進部

目次

第1章 はじめに	1
1. まちづくりの経緯	1
2. まちづくり方針策定の背景	1
第2章 囲町地区の位置付け	2
1. 地区の位置および範囲	2
2. 方針の位置付け	3
3. 主な上位計画からの抜粋	4
4. 主な関連計画からの抜粋	15
第3章 囲町地区の現状と課題	22
1. 土地利用	22
2. 交通	23
3. 防災	24
4. 環境	25
第4章 囲町地区の将来像	26
1. にぎわい活動の拠点	26
2. 交通基盤が整備されたまち	26
3. 安全・安心なまち	27
4. 緑豊かなうるおいのあるまち	27
第5章 囲町地区におけるまちづくり方針	28
1. 土地利用の方針	28
2. 都市基盤整備の方針	29
3. まちづくりの方針	31
第6章 囲町地区における事業手法	37
1. 囲町東地区市街地再開発事業	38
2. 囲町西地区市街地再開発事業（予定）	39
3. 今後の整備予定	40

第1章 はじめに

1. まちづくりの経緯

中野駅に近接し、「中野四季の都市」の南側に位置する団町地区については、2006年度より、市街地再開発事業による面整備をはじめ、補助221号線、区画道路や歩行者動線等の基盤整備などの検討を行い、関係地権者との意見交換を重ねてきました。地区的東側を中心とする団町東地区において、具体的な土地利用計画や施設建築物等の検討が進んできしたことから、区は、団町地区におけるまちづくりの検討結果を踏まえ、2015年8月に本方針を策定しました。

方針策定後、団町東地区では2015年12月に市街地再開発事業に関連する都市計画が決定され、2020年9月の組合設立認可を経て事業が進展しています。また、団町西地区についても、2018年4月に市街地再開発準備組合が発足して以降、都市計画決定に向けた具体的な検討を行っています。

2. まちづくり方針策定の背景

本方針は、中野駅周辺まちづくりグランドデザインVer.3に描く中野四丁目地区のめざすべき姿である「先端的な都市機能と豊かな緑」の実現に向け、当地区におけるまちの将来像や土地利用方針、都市基盤の整備方針等をよりきめ細かく示したものとして策定しています。

この度、本方針の策定以降に行われた計画等の改定や、新たに策定されたまちづくり計画の内容を反映するため、本方針の改定を行いました。さらに、団町西地区においてまちづくりの検討が進展し、将来の土地利用や施設建築物等の計画が具体化されてきたことから、団町西地区に関連するまちづくりの将来像や方針をより詳細に示すこととした。

引き続き本方針に基づいて、団町東地区及び団町西地区の市街地再開発事業による土地の高度利用や補助221号線の整備を進めるとともに、中野駅新北口や中野四季の都市との近接性を活かした業務・商業機能の集積や良質な住宅ストックの形成による新たなぎわいの創出と歩行者回遊動線の整備、防災性の向上につながるまちづくりを進めていきます。

第2章 団町地区の位置付け

1. 地区の位置および範囲

団町地区の位置及び範囲は、下図に示す中野区中野四丁目14番～20番の区域における約3.5ヘクタールとし、本方針の対象区域とします。

このうち、2020年9月に市街地再開発組合が設立認可され、市街地再開発事業が進められている地区を「団町東地区」とし、2018年4月に市街地再開発準備組合が設立され、具体的な土地利用計画や施設建築物等の検討が進められている地区を「団町西地区」とします。

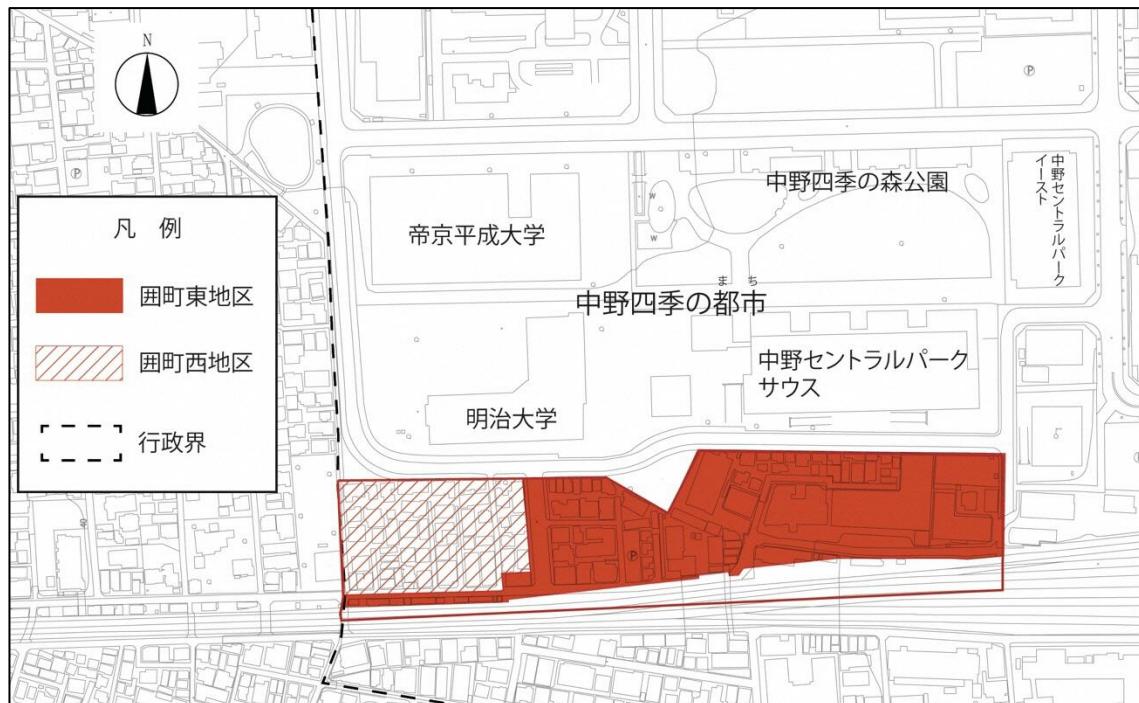


図1 団町地区の位置及び範囲

《地区の概要》

- 地区の北側隣接地は、警察大学校等跡地の開発により、中央に大規模な公園を有し、業務、商業、教育機関等が集積した中野四季の都市として整備がほぼ完了している。
- 地区の東側隣接地は、NTTドコモ中野ビルを挟んで中野駅の新北口駅前広場の整備が行われているエリアとなっている。
- 地区の南側隣接地はJR中央線の線路敷である。
- 地区の西側は杉並区に隣接し、閑静な住宅地が広がっている。

2. 方針の位置付け

本方針の上位計画は、東京都の「都市づくりのグランドデザイン」や中野区の「中野区基本構想」、「中野区基本計画」、都市計画に関する基本的な方針である「中野区都市計画マスターplan」、中野駅周辺のまちの将来像や整備方針を示した「中野駅周辺まちづくりグランドデザインVer.3」などとなっています。このほか、中野駅周辺各地区のまちづくり方針や関連計画との整合を図るものとしています。

本方針は、中野駅周辺まちづくりグランドデザインVer.3策定以降の本地区における整備方針等の計画の深化を踏まえ、団町地区がめざす都市像を描き、都市計画の考え方の基礎となるまちづくりの方針、実現に向けた事業手法などを示したものです。

今後、本方針に基づき、将来にわたり都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用や都市施設、市街地再開発事業等に係る都市計画を定めていくとともに、関係者との調整を図りながら事業を進めていきます。



図 2 まちづくり方針の位置付け

3. 主な上位計画からの抜粋

本方針の主な上位計画における関連事項の概要は次のとおりです。これら上位計画においては、東京都における中野区全体の位置付けや、中野駅周辺のまちづくりの将来像などが示されております。

(1) 都市づくりのグランドデザイン

(東京都：2017年9月策定)

中野の位置づけとなっている「中枢広域拠点域」では、「高密な道路・交通ネットワークを生かして、業務・商業などの複合機能を有する中核的な拠点が形成され、グローバルな交流によって新たな価値を生み続け」、「芸術・文化、スポーツなどの多様な特色を有する拠点が数多く形成されるとともに、歴史的資源や風情のある街並みが保全・活用され、それが際立った個性を発揮し、相互に刺激し合うことで、東京の魅力を相乗的に向上」させることを目指します。

中野の将来像については、次のように位置付けられています。

- 街区再編や土地の高度利用が進み、商業、業務、教育、文化・交流、居住、医療、防災などの多様な機能が集積し、中枢業務機能を支える利便性の高い拠点が形成されています。
- 都市基盤整備により回遊性が高まり、サブカルチャー等の個性的な商業施設や独自の文化を生かした、にぎわいや活力のあふれる市街地が形成されています。

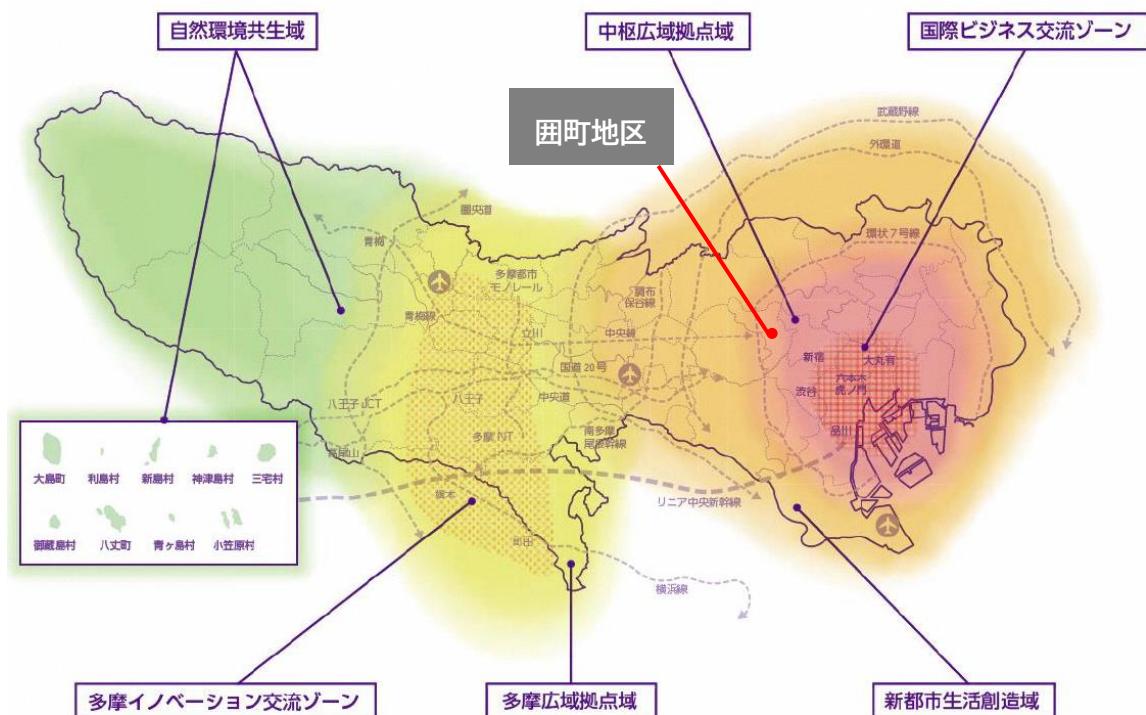


図 3 4つの地域区分と2つのゾーン

(2) 東京都市計画都市計画区域の整備、開発および保全の方針

(東京都：2021年3月改定)

1) 特色ある地域の将来像

- 交通広場の新設と拡張、歩行者の回遊性を高める南北自由通路や歩行者デッキ、交通基盤の整備などにより交通結節機能が拡充され、駅、まちそれぞれの機能が融合した、魅力的なにぎわいを生み出す新たな玄関口を形成
- 都市基盤整備により回遊性が高まり、サブカルチャー等の個性的な商業施設や独自の文化を生かした、にぎわいや活力のあふれる市街地を形成
- 都市基盤や交通結節機能の強化と合わせ、街区再編や土地の高度利用により商業、業務、サービス、文化・交流など、複合的な機能集積を促進し、中枢業務機能を支える利便性の高い活力とにぎわいの拠点を形成

2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

●活力とにぎわいの拠点

- 商業、文化、交流など、地域の活力やにぎわいを生み出す多様な都市機能の集積を図る。
- 地域の個性やポテンシャルを最大限に発揮し、競い合いながら新たな価値を創造していくことができるよう、地区計画の活用や、都市開発諸制度等の活用による育成用途の適切な設定により、地域にふさわしい用途の導入や多様な機能集積を促進する。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

●活力とにぎわいの拠点

- 交通の利便性を生かし、駅周辺の地区を市街地開発事業、土地区画整理事業や住宅市街地総合整備事業などにより商業、文化、医療福祉など多様な複合機能を備えるとともに、子育て支援施設、集会施設などコミュニティインフラをも備えた生活利便性の高い拠点として整備する。

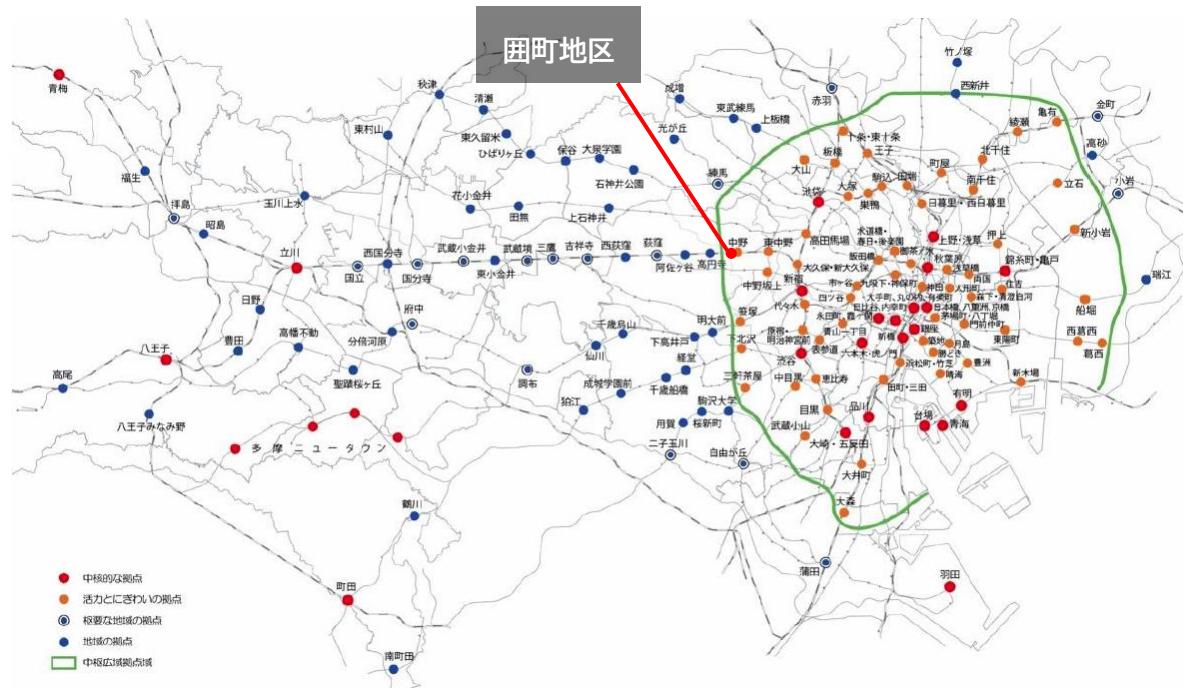


図 4 中核的な拠点等のイメージ

(3) 東京都市計画都市再開発の方針

(東京都：2021年3月改定)

1) 都市再開発の施策の方向

● 拠点の整備

- 交通結節点などの利便性を生かして、市街地再開発事業、土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業などにより、居住、商業、交流、文化、医療など多様な複合機能を備えるとともに、子育て支援施設、集会施設などコミュニティインフラをも備えた生活利便性の高い拠点として整備する。

2) 再開発促進地区【中野・10 中野駅周辺地区 約61.1ha（中野区中央部）】

A. 地区の再開発、整備等の主たる目標

- 広域的な拠点性を発揮する地区として、駅施設や周辺の交通基盤整備を進め、安全で快適な回遊動線を形成するとともに、街区の再編や土地の高度利用を一体的に進め、商業・業務、教育、文化・交流、居住、医療、防災など多様な都市機能が集積融合した、にぎわいと活力のある安全で利便性の高い複合市街地の形成を図る。

B. 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要

- 中野四丁目地区は、地区計画区域や中野四丁目新北口地区の一体的整備によって、大規模な業務集積や集客・交流機能の集積などと豊かな緑とが調和した新たな複合機能都市空間の形成を図る。また、市街地再開発事業などにより防災性の向上や土地の高度利用を進めるとともに、駅至近の立地を生かした都市機能を持つ商業・業務・住宅複合市街地の整備を図る。

C. 建築物の更新の方針

- 老朽建築物の更新及び共同化並びに高度利用、街区再編を促進し、良好な街並みの形成や防災機能の強化を図る。

D. 都市施設及び地区施設の整備の方針

- 中野駅付近の交通動線を改善し安全な歩行者動線を確保するため、南北の駅前広場を新設・拡張整備するとともに、周辺道路や駐車場施設等を整備し、また自由通路やペデストリアンデッキなど高低差に対応した立体的な歩行者ネットワークの形成を促進する。
- 市街地開発事業など市街地の一体的整備にあわせて豊かな緑空間を確保する。

(4) 東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針

(東京都：2015年3月変更)

1) 住宅市街地における土地利用

環状7号線の内側の地域では、低層及び低中層住宅地としての環境を保全すべき地域を除き、原則として中高層住宅地として誘導する。

2) 住宅市街地の整備または開発の方針

都市環境再生ゾーン

駅やその周辺の再整備の機会を捉えて、集合住宅や生活支援機能の集積等を計画的に進め、駅周辺を地域の住生活を支える拠点として育成していく。

3) 重点地区【中野四丁目地区】

A. 地区の整備又は開発の目標

避難場所の周辺地として建築物の不燃化及び共同化を促進し、防災性を向上させるとともに、土地の高度利用を図り、広場、道路等の公共空間を確保しながら、商業、業務及び住宅の調和した市街地として整備を進める。

B. 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要

中野区の中心核として、土地の合理的かつ健全な高度利用を図り、業務及び商業施設の立地を進め、併せて都市型住宅地として整備する。

C. 都市施設及び地区施設の整備の方針

補助74号線、補助221号線、区画道路、広場等の整備を図る。

D. 公共及び民間の役割、開発整備促進のための条件の整備等

組合施行の市街地再開発事業により、道路、広場等公共施設の整備を図る。

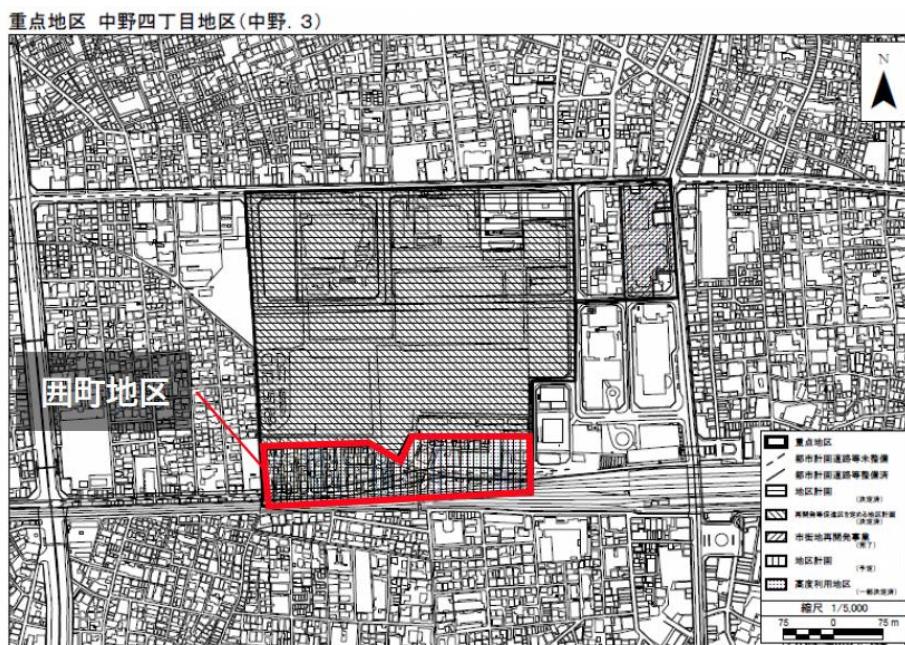


図 5 重点地区（中野四丁目地区）

(5) 中野区都市計画マスター・プラン

(中野区:2009年4月改定)

1) 中野駅周辺の都市整備の目標

A. 広域中心拠点

中野駅周辺一帯は、中野の玄関口の交通結節点としての機能を強化し、商業・業務、文化その他広域性を有する諸機能を集積することによって、ファッション、文化を発信する、みどり豊かで魅力・にぎわい・活気のある、東京の新たな複合拠点に育成・整備します。

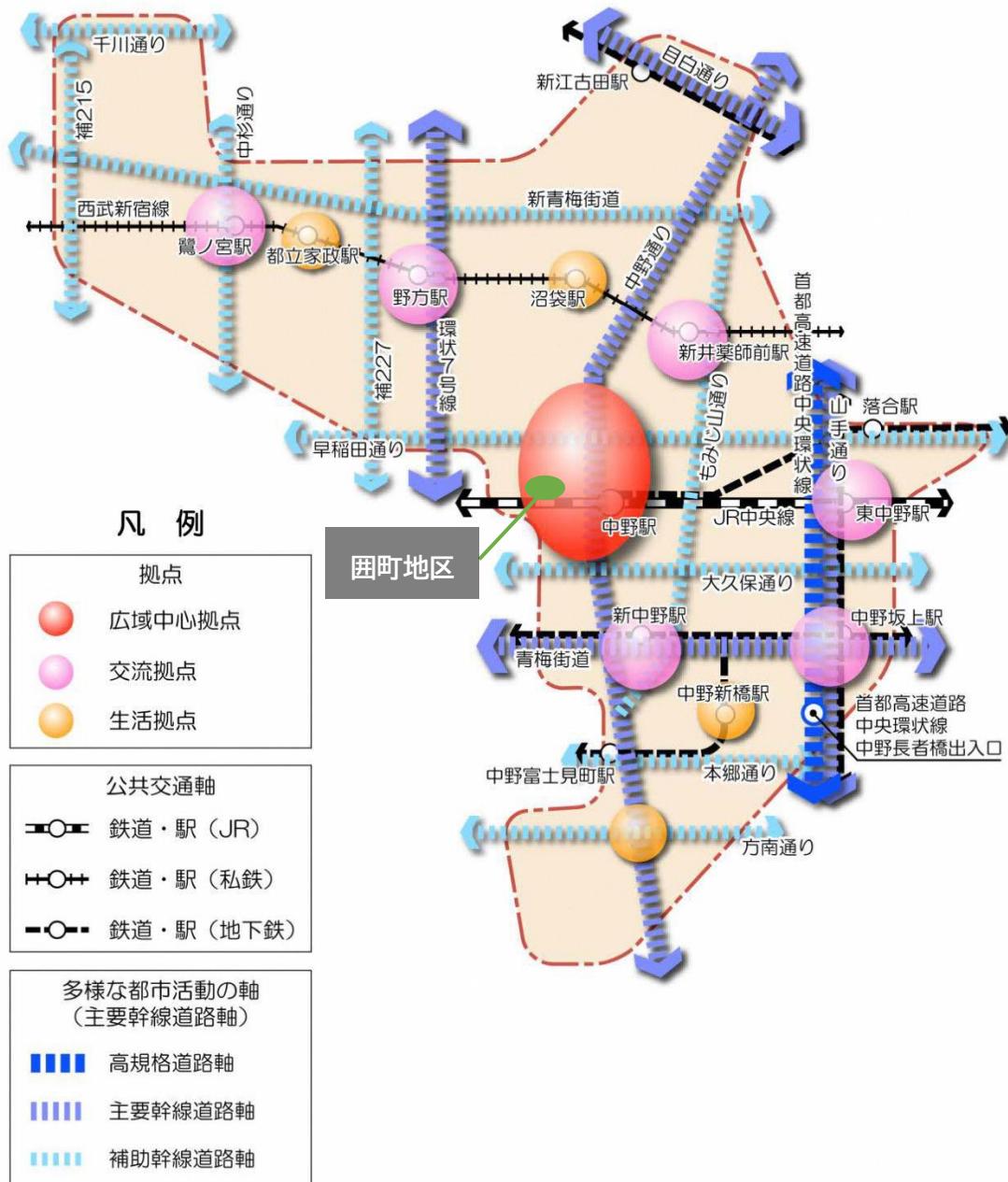


図 6 基本的なまちの構造

2) 土地利用の基本方針

A. 土地整備の基本方針【商業・業務地区の育成・整備】

- ・ 商業、業務施設などが集積するJR中野駅周辺、JR東中野駅周辺及び地下鉄中野坂上駅周辺は、「商業・業務地区」として、土地の高度利用や建物の適正な更新を進めるとともに、それぞれの構成を活かした魅力ある商業・業務機能その他多様な都市機能の立地を誘導します。
- ・ 団町地区においては中野駅と警察大学校等跡地との近接性を活かし商業・業務、都市型住宅などによる土地の高度利用と都市計画道路補助221号線の整備を進めます。

B. 活力を生み出す都市づくりの基本方針【広域中心拠点の育成・整備】

- ・ JR中野駅周辺は、「広域中心拠点」として多様な都市機能の集積、交通結節点の整備を推進することにより東京の新たな複合拠点に育成・整備します。
- ・ 中野の玄関口として良好な景観の形成を誘導するとともに、土地の高度利用により、買い物などを楽しむゆとりある歩行者空間や小イベントなどのための広場の整備、回遊性の確保などにより、活気とにぎわいあふれる中野の顔及び東京の新たな顔づくりを進めます。
- ・ JR中野駅とその周辺は、駅舎やバス乗降場、駅前広場、駐車場、駅アクセス道路などを整備し、交通結節機能を強化します。その際、高齢者や障がい者なども不自由なく利用できるよう交通事業者の協力を得ながら、ユニバーサルデザインによる整備、バリアフリー化を進めます。

3) 中央部地域まちづくり方針

A. 中野駅周辺の総合的整備エリアのまちづくり推進

●中野四丁目ゾーン

- 警察大学校跡地の大規模敷地などを活用して、環境調和型の機能複合都市空間を形成します。

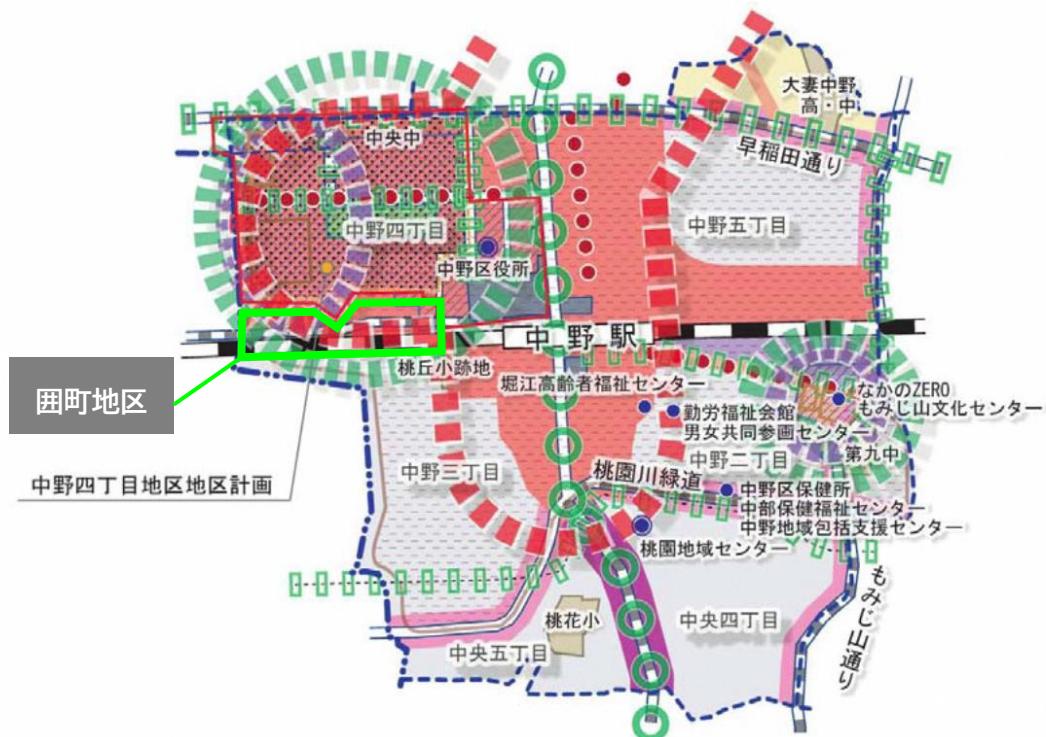
B. 中野駅周辺の整備－にぎわいと環境の調和するまち－

●中野駅周辺のにぎわいと環境の調和するまちづくり

- 中野駅周辺の「商業・業務地区」は、再開発などによる土地利用の高度化、景観の向上や駅前交通結節機能などの交通環境の改善・整備をすすめながら、人々が働き、学び、集い、楽しむ「広域中心拠点」として育成します。
- また、駅周辺道路、ペデストリアンデッキの整備などをすすめ、駅周辺の回遊性を高めるとともに、新井薬師方面への広がりをつなぐ工夫をします。
- 囲町地区は、住民の合意のもとに、建物の不燃化、住環境の向上、補助221号線（中野四丁目線路側）などの都市基盤の整備など、防災まちづくりや土地の高度利用をすすめます。特に、駅至近の場所についてはその立地を活かした都市機能の導入を図ります。

C. 幹線道路の整備

- 補助221号線（中野四丁目線路側）は、警察大学校等跡地の開発計画と整合を図りつつ、中野駅へのアクセス路としての役割も担えるよう、囲町地区のまちづくりと合わせて整備します。



凡 例

1. 住宅系市街地	6. 都市施設等	8. 地区計画区域
低層住宅地区 中層住宅基盤改善地区 中層住宅地区 特定住宅団地地区	都市計画道路(未整備) 都市計画公園 都市計画公園(予定) 都市計画道路付属広場・駅付近広場(施行済含む) ふれあい道路	地区計画区域 中野駅周辺まちづくり 中野駅周辺の総合的整備エリア
2. 商業・業務系市街地	7. 活力とうるおいのネットワーク	9. 中野駅周辺まちづくり
地域商業地区 商業・業務地区	広域中心拠点 交流拠点 生活拠点 みどりの拠点 みどりの環境軸 みどりの補助軸 水とみどりの親水軸 文教創造地区	中野駅周辺の総合的整備エリア
3. 工業系市街地		
住工共存地区		
4. 幹線道路沿道系市街地		
主要幹線道路沿道地区 補助幹線道路沿道地区		
5. 大規模敷地地区		
防災とみどりのオープンスペース		
	10. その他	
	広域避難場所 学校施設等<避難所> 生産緑地 区役所・地域センター 公的施設 河川 鉄道・駅(JR) 鉄道・駅(私鉄) 鉄道・駅(地下鉄) 地域区分線 区境線	

図 7 中央部地域まちづくり方針図

(6) 中野駅周辺まちづくりグランドデザインVer.3

(中野区：2012年6月策定)

1) 中野駅周辺整備の方向性

- 中野駅周辺は、区全体を「持続可能な活力あるまち」へとけん引する中野区の中心拠点として、多様な都市機能が集約された「東京の新たなエネルギーを生み出す活動拠点」となることをめざすべきエリアです。中野区都市計画マスタープランで掲げる都市整備の基本理念、「安全・安心」「持続可能性」「協働」に加え、中野駅周辺の課題や特徴を踏まえた基本的な考え方を掲げ、先導的にまちづくりを進めていきます。
- 中野駅周辺まちづくりグランドデザインVer.3では、中野駅周辺整備の次の段階として、中野駅を中心にまちのどのブロックへも自由に行き来できるユニバーサルな歩行者動線の整備や、中野二、三、四、五丁目の4つのブロックの個性に合わせたまちづくりの進展を図っていくこととしました。そこで、中野駅周辺の4つの地区について、それぞれの地区がその成り立ちに基づいて形成してきたまちの個性を活かしながら、多様な都市機能の配置・集積を図り、活力と魅力を高めています。また、4つの地区が相互に連携し合い、相乗的に発展していくよう、駅を中心とした回遊ネットワークを形成するための動線整備を進めます。

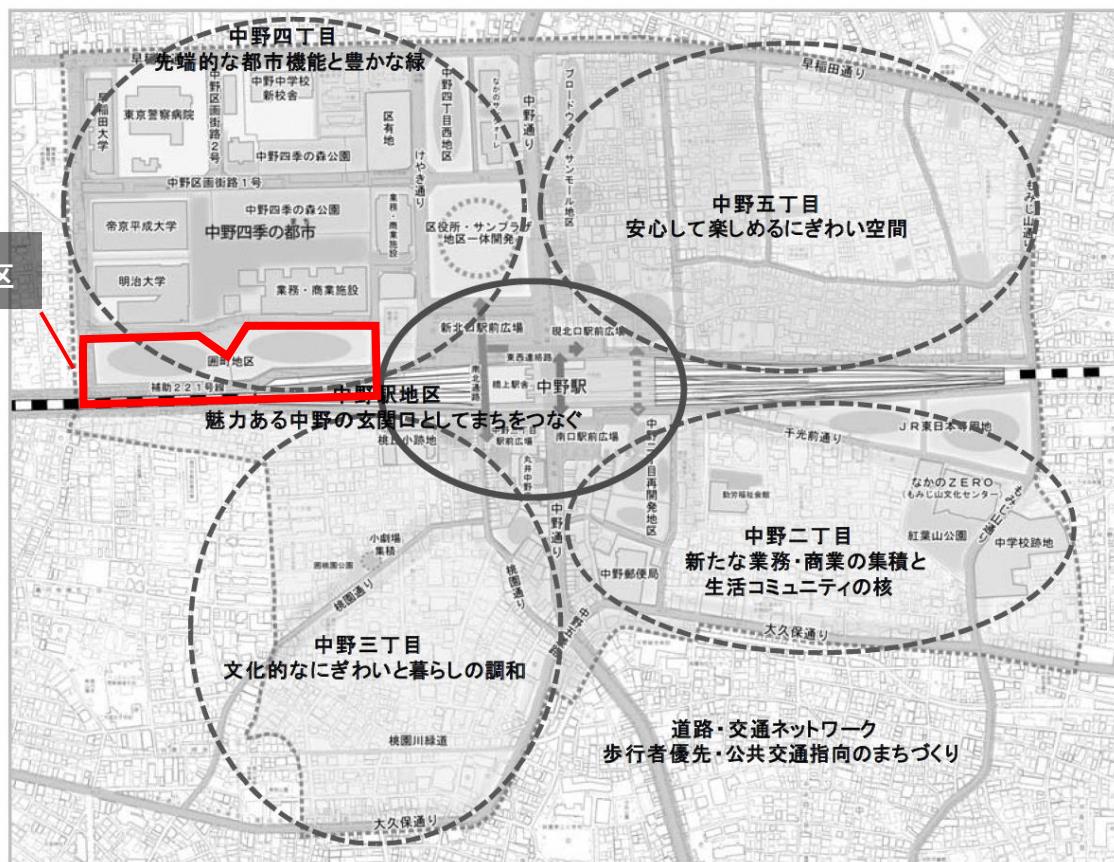


図 8 各地区的目指すべき姿

2) 中野四丁目地区のめざすべき姿と整備方針～先進的な都市機能と豊かな緑

中野駅周辺地区まちづくりグランドデザインVer.3では、中野四丁目地区のめざすべき姿と整備方針を次のように示しています。

A. 地区の目指すべき姿

- 中野四季の都市や区役所・サンプラザ地区の一体的整備によって生み出される都市機能と豊かな緑を軸に、中野の新たな魅力を生み出している。
- 広大な緑あふれるオープンスペースと、高い防災性や環境に配慮された施設によって、安全で快適な空間となっている。

B. 整備方針

- 敷地が広く高容積な業務・商業系の集積と高規格な住宅、広大なオープンスペースを生かした防災機能や豊かな緑など、新たな都市空間を目指します。

【団町地区】

- 駅前の立地と周辺道路交通環境を活かし、団町地区の市街地再開発を進めます。
- 地区再開発にあわせて、補助221号線の整備を行います。

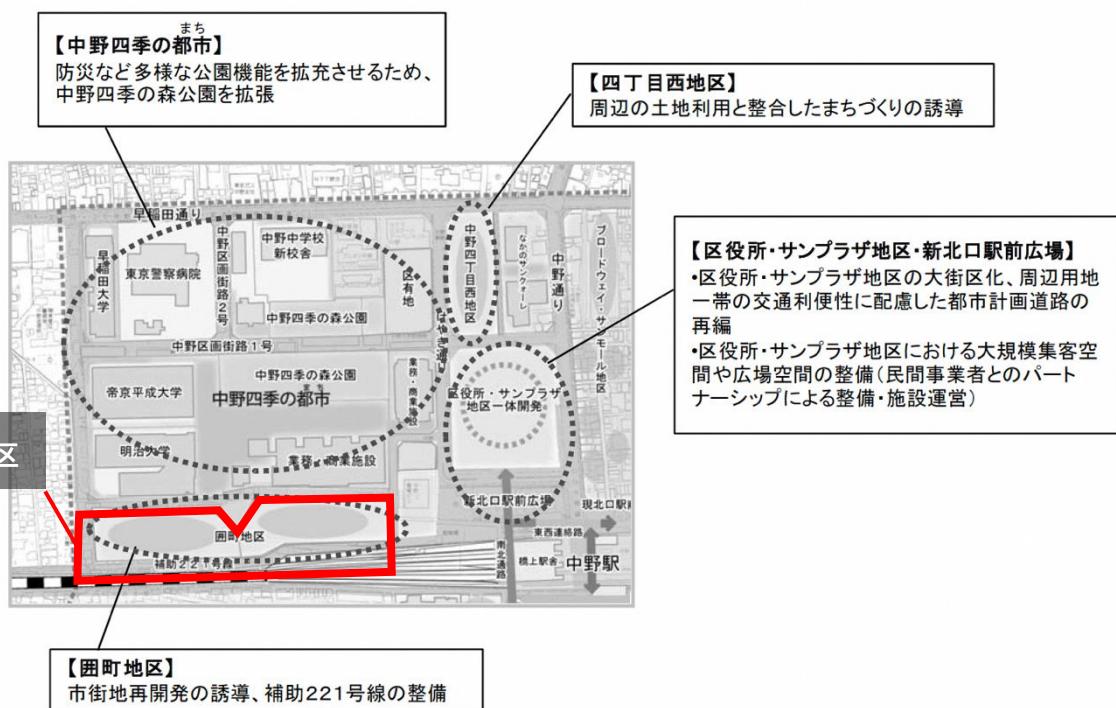


図 9 各地区の整備方針

4. 主な関連計画からの抜粋

本方針の主な関連計画となる「中野駅地区整備基本計画」、「第3次中野区住宅マスターープラン」、「中野駅周辺自転車駐車場整備計画」、「中野区みどりの基本計画」、「中野区無電柱化推進計画」における関連事項は、次のとおりです。

(1) 中野駅地区整備基本計画

(中野区：2018年11月改定)

1) 中野駅周辺の主要動線の考え方

A. 【自動車ネットワークの考え方】

交通アクセスの向上

- 通過交通を処理するとともに、周辺からの誘導動線となる幹線道路ネットワークは中野通り、早稲田通り、大久保通り及びもみじ山通りにより形成する。
- 地区内は、幹線道路、交通結節点及び今後見込まれる大規模開発等との連携を高めるよう主要な道路ネットワークを形成する。

防災性の向上

- 地区内の主要な道路ネットワークは、緊急車両の進入ルートや避難ルートの確保等防災性向上も考慮する。

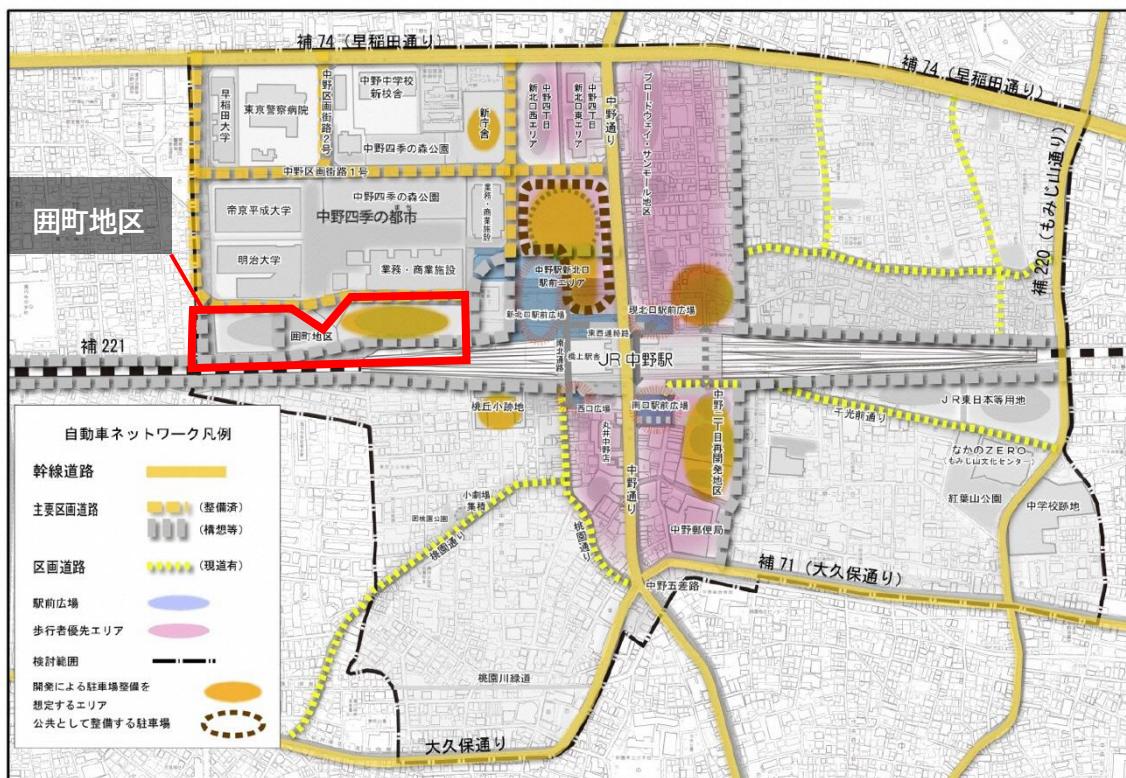


図 10 自動車ネットワークの将来イメージ

B. 【歩行者ネットワークの考え方】

駅直近の回遊性の向上

- まちのにぎわい・交流を創出し、活力と魅力を高めるため、デッキ等により市街地分断を解消し、駅を中心とした回遊ネットワークを形成する。

地区内歩行者の利便性・安全性の向上

- 各丁目のエリア内において、交通結節点と地区内の移動を円滑に行えるよう東西及び南北方向の動線を拡充する。
- 歩行者と自転車・自動車との道路内の空間分離を図り、安全で快適な歩行者空間を確保する。

防災

- 避難場所へ円滑に移動が出来る道路幅員構成の歩行者ネットワークを形成する。



図 11 歩行者ネットワークの将来イメージ図

C. 【自転車ネットワークの考え方】

交通アクセス・安全性の向上

- ・ 通過交通は中野通り、早稲田通り、大久保通り及びもみじ山通りの幹線道路を経由し、地区内の道路は経由しないよう誘導を図る。
 - ・ 各丁目のエリア内において、自転車駐車場までの移動や地区内の移動を円滑に行えるよう東西及び南北方向の動線の拡充を図る。
 - ・ 自転車走行位置の明示等により、歩行者・自動車との道路内の空間分離を図り、自転車走行環境の向上を図る。

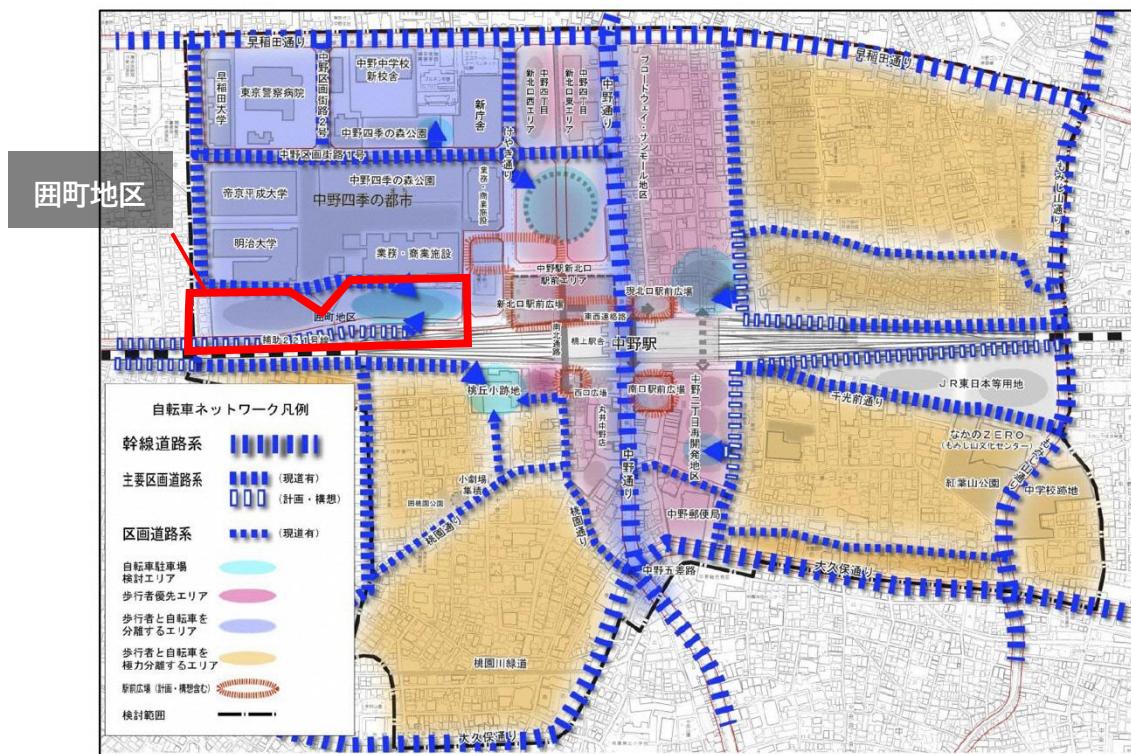


図 12 自転車ネットワークの将来イメージ図

(2) 第3次中野区住宅マスタープラン

(中野区：2009年3月改定)

1) 多様な世代が暮らせるまち 一バランスのとれた世帯構成一

A. ファミリー向け住宅の供給促進

- ファミリー向け住宅の誘導

単身世帯用のワンルームマンションが増えすぎることを抑制する一方、バランスのとれた地域社会とするため、共同住宅の住戸の一定戸数以上をファミリー向け住戸とするなどの方策を推進していきます。

- 子育て環境等への配慮

良好な子育て環境の形成や、多様な世代が安心して暮らせる住環境、コミュニティの形成等に配慮します。

2) 快適で安心できる住まい

A. 良質な住宅ストックの形成

- 居住面積水準の向上

共同住宅の建設にあたっては、最低居住面積水準を $25m^2$ とします。

- 住宅バリアフリー化の促進

民間共同住宅の建築にあたっては、各住戸に一定のバリアフリー化を義務付けるとともに、高度のバリアフリー化を普及するための検討を行います

3) 環境に配慮した住宅

A. 自然エネルギー利用の普及促進

- 住宅用太陽光発電機器、太陽熱温水器の普及・啓発

太陽光を利用した環境にやさしいクリーンエネルギーの利用を促進するため、住宅への設置の普及を進めます。

B. 敷地内緑化等の推進

- 屋上緑化・壁面緑化等の普及促進

住まいの断熱効果を高め、住宅の省エネルギー化を進めるため、屋上緑化や壁面緑化の普及・啓発を行います。

(3) 中野駅周辺自転車駐車場整備計画

(中野区：2017年1月策定)

1) 自転車駐車場の配置計画

A. 自転車駐車場の配置及び収容台数

- 将来の自転車駐車場の配置は、「中野駅地区整備基本計画」における将来の自転車ネットワーク及び自転車駐車場の配置の考え方に基づき、自転車走行環境の整備状況、自転車駐車場出入口の位置、歩行者と自転車の交錯の防止等に配慮するとともに、中野駅周辺の都市開発事業及び公園等の公共用地の状況を鑑み、下記のとおり分散して配置する。



位置	収容台数
中野四季の森公園地下	約 1,500 台
区役所・サンプラザ地区	約 1,500 台
団町地区	約 1,500 台
中野二丁目	約 500 台
中野三丁目	約 1,000 台
合計	約 6,000 台

図 13 将來の自転車駐車場の位置及び収容台数

(4) 中野区みどりの基本計画

(中野区：2019年1月策定)

1) みどりのまちづくりを実現する施策

A. まちづくり事業に伴うみどり空間の整備

【公開空地等のオープンスペースを活用したみどりの創出】

- 中野駅周辺では、今後も多様なまちづくり手法を用いた事業が展開される予定です。これらのまちづくり事業を通じて、中野駅周辺の一体的なみどり空間の整備やみどりのネットワーク形成ができるように、各事業の調整や連携を図ります。

【都市開発諸制度を活用した緑化の推進】

- 東京都と連携のもと、都市開発諸制度を活用する際には割り増し容積率の設定に当たって、緑の量と質に応じたメリハリのある評価を導入するとともに、「公開空地等のみどりづくり指針」の考え方に基づき、都市開発における質の高い緑化誘導を推進します。

B. 道路によるみどりのネットワークの構築

【都市計画道路の街路樹整備の推進】

- 都市計画道路の拡幅整備や街路樹の更新などに合わせて、道路空間、地域特性等に適合した樹種の選定を行うなど良好な街路景観の維持保全が図れるよう、東京都と連携した街路樹整備の推進に取り組みます。

2) 地域別緑化推進の方針

A. みどりの整備方針

土地の高度利用や共同化による新たなみどりの拠点の充実

- 中野駅周辺のまちづくりに伴う、壁面・屋上緑化の整備・誘導、沿道の緑化の推進。
- 中野駅周辺のまちづくりにあわせた、みどりのネットワークの形成及びオープンスペースの創出。

(5) 中野区無電柱化推進計画

(中野区：2019年11月策定)

1) 無電柱化優先整備路線

A. 補助 221 号線（道路延長：410m）

2028年度までに事業着手する路線として定められています。

2) 無電柱化を推進するための施策

A. まちづくり事業等に伴う新設道路の無電柱化

今後、区が新設する区道や開発事業地区内などまちづくり事業等に伴い新設する区道については、原則として、無電柱化を実施します。

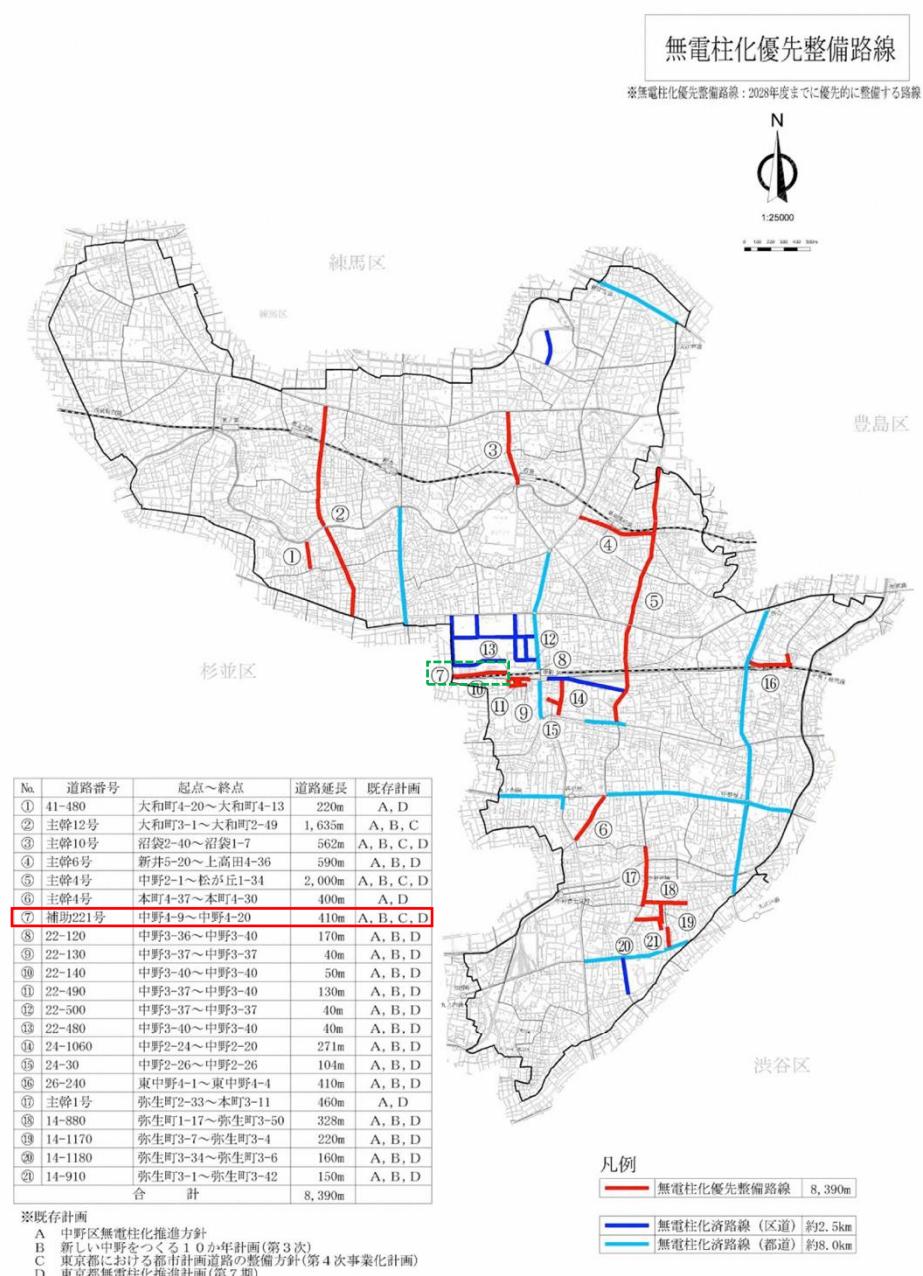


図 14 無電柱化優先整備路線図

第3章 団町地区的現状と課題

1. 土地利用

- 地区内は概ね住宅を中心とした土地利用となっている。
- 地区の東側は、区道22-100号沿いに、マンション、木材倉庫、中野区自転車保管場所などの比較的大きい敷地が立地している。
- マンション、木材倉庫の北側部分や地区西側は小規模な戸建住宅と集合住宅が密集する住宅地である。南側の区道22-100号と鉄道の間は小規模な住商併用建物や事務所が立地している。
- 駅直近にふさわしい高度利用が図られていない。

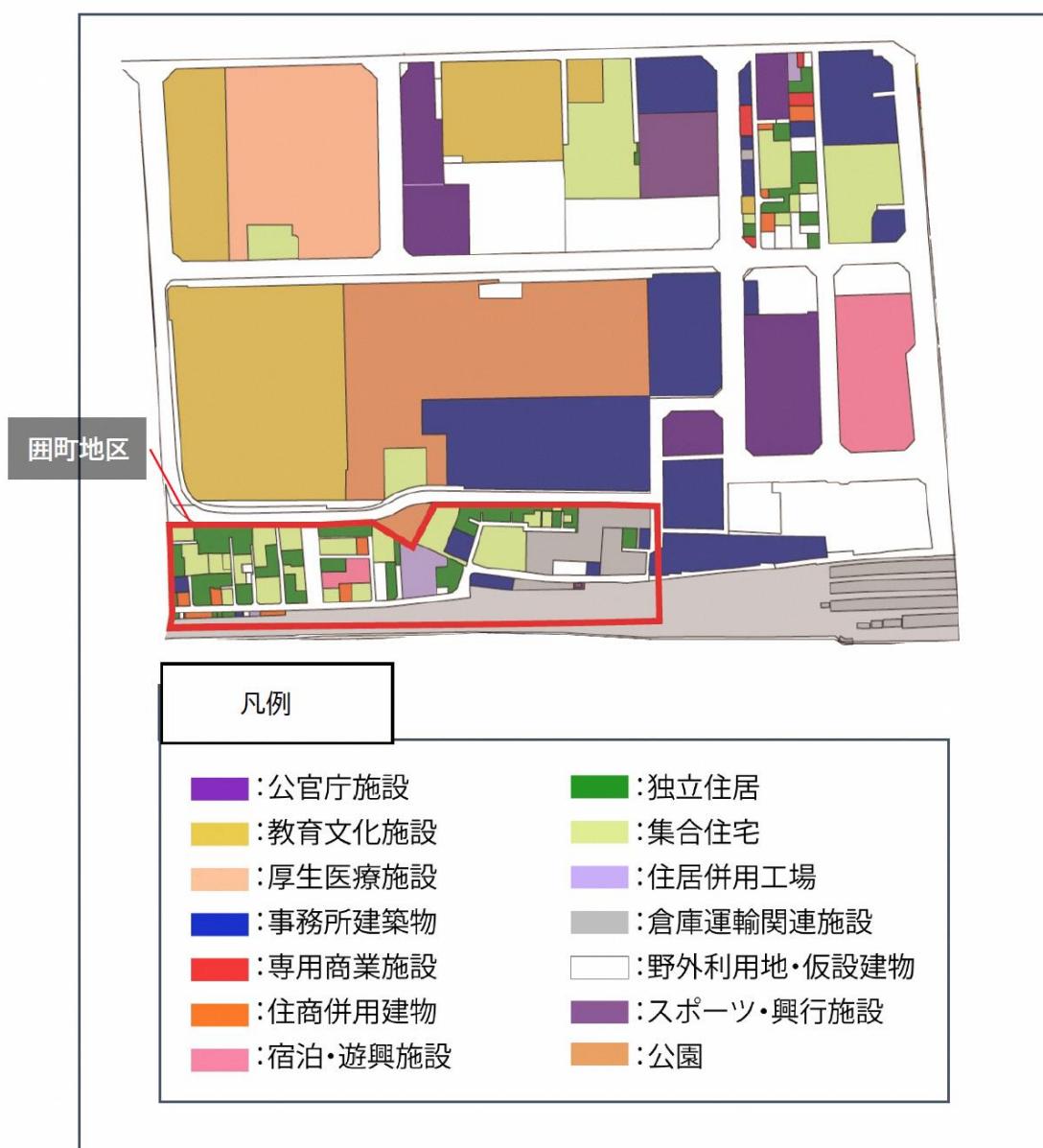


図 15 土地利用の現況

2. 交通

(1) 自動車ネットワーク

- 地区内の区画道路の多くは幅員4m未満の狭い道路となっており、行き止り道路の解消や狭い道路の拡幅など、道路基盤の改善が必要である。
- JR中央線沿いの補助221号線は未整備となっており、周辺の広域幹線道路である環状7号線、補助26号線（中野通り）とのネットワーク化による交通アクセス性の向上が必要である。

(2) 歩行者ネットワーク

- 歩行者・自転車・自動車の道路内の空間分離が図られておらず、安全で快適な歩行者空間の確保が必要である。
- 行き止まり道路が多く、まちのにぎわい・交流を創出し、活力と魅力を高めるための回遊ネットワークの形成が求められている。

(3) 自転車ネットワーク

- 歩行者・自転車・自動車の道路内の空間分離が図られておらず、安全で快適な自転車走行空間の確保が必要である。
- 自転車駐輪場の配置計画に基づき、囲町地区においても引き続き一定規模の自転車駐車場の配置が求められる。

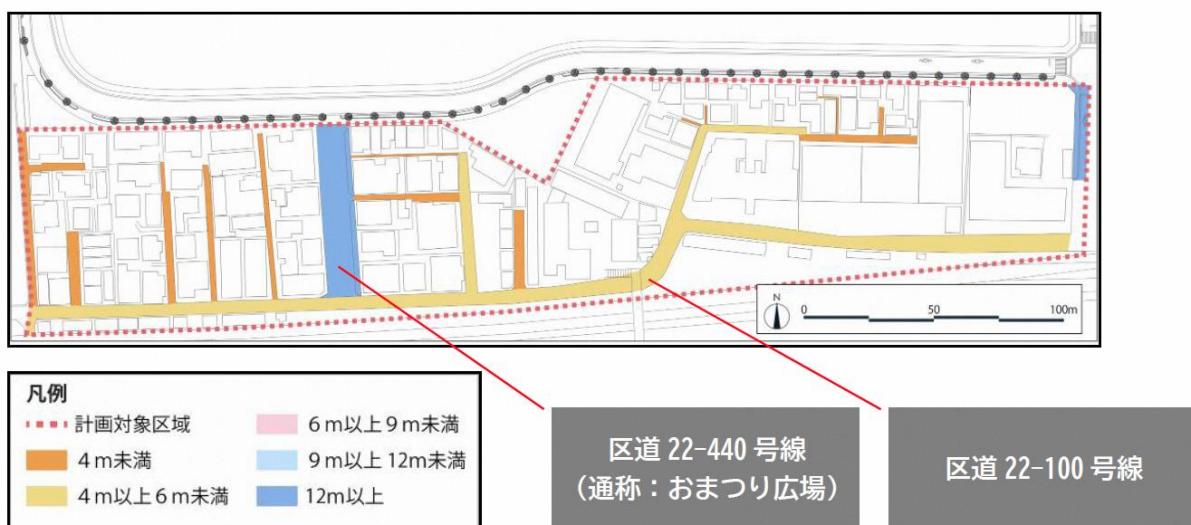


図 16 地区内道路の現状

3. 防災

- 避難場所である中野区役所一帯へつながる動線が少なく、安全な避難路の確保がなされていない敷地がある。
- 木造、防火木造の建物が多く、避難場所に隣接する地区として、建物の不燃化を進める必要がある。

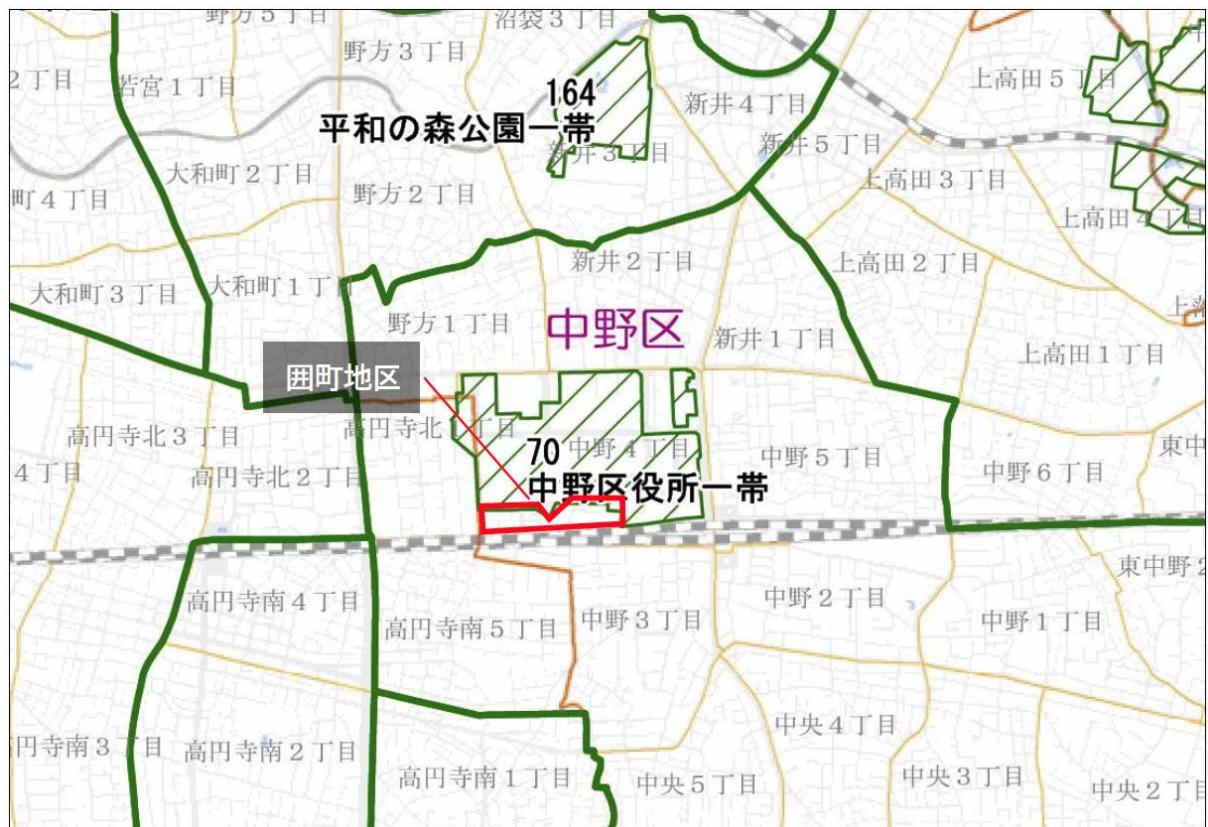


図 17 避難場所指定図

4. 環境

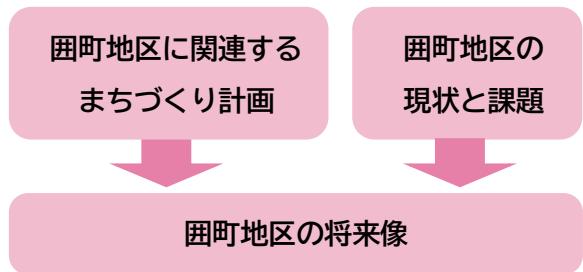
- ・隣接する団町ひろばへの動線確保が必要である。
- ・地区内には公園がなく区道22-440号線（通称おまつり広場）だけが地区内で唯一のまとまったオープンスペースとなっている。



図 18 公園と地区内オープンスペースの現況

第4章 団町地区的将来像

都市計画マスターplanや中野駅周辺まちづくりグランドデザインVer.3といった団町地区に関するまちづくり計画に示されている方針等、並びに団町地区的土地利用や交通等の現状と課題を踏まえ、団町地区的将来像を次のように定めます。



将来像

本地区においては、中野駅や中野四季の都市との近接性を活かした土地の合理的かつ健全な高度利用と都市計画道路補助221号線等の基盤整備がなされるとともに、団町東地区では商業・業務や都市型住宅など多様な都市機能が集積する複合市街地が、また団町西地区では良好な環境が整った安全で快適な都市型住宅市街地が形成されています。

将来像の実現に向けて「にぎわい活動の拠点」「交通基盤の整備」「安全・安心なまち」「緑とうるおい」の4つの観点から具体的なまちづくりを、市街地再開発事業により進めていきます。

1. にぎわい活動の拠点

(1) 新たなにぎわい拠点の形成

駅直近の立地を生かした商業・業務や生活支援機能の誘導を図り、周辺地区と連携した新たなにぎわいを創出する。

(2) 住生活を支える拠点の形成、職住近接のまちづくり

駅前にふさわしい良質で多機能な都市型住宅を導入することで、都市活動を支え、多様な交流を生み出す職住近接のまちづくりを実現する。

駅周辺地域の住生活を支える拠点としての役割を担い、集合住宅や生活支援機能の集積等を進め、育成する。

2. 交通基盤が整備されたまち

(1) 道路基盤施設の充実

広域幹線道路網である補助221号線を整備することにより道路基盤施設を充実させる。

(2) 回遊性のあるにぎわい軸の創出

中野駅新北口駅前広場や中野四季の都市とを結ぶ、うるおいと回遊性のあるにぎわい軸を創出し、安全で快適な歩行者ネットワークの形成と交通利便性強化を図る。

(3) 自転車駐車場の整備

中野駅周辺自転車駐車場整備計画に基づき、自転車駐車場の整備を進める。

3. 安全・安心なまち

(1) 建築物の不燃化・耐震化の推進

市街地再開発事業による建築物の不燃化・耐震化を推進する。

(2) 中野四季の森公園までの安全な避難経路の確保

広域避難場所である中野四季の森公園の隣接地としての安全な避難経路の確保等、防災性の向上による安全・安心なまちづくりを推進する。

4. 緑豊かなうるおいのあるまち

(1) 緑豊かなうるおいのある市街地環境の形成

中野四季の都市と連続した緑のネットワークの形成を図るため、隣接する団町ひろばと一体となったオープンスペースを整備する。

敷地内空地や屋上を緑化することで、緑豊かなうるおいのある市街地環境の形成を図る。

(2) 環境に対する負荷の少ない市街地の形成

エネルギーの有効利用等、環境に対する負荷の少ない市街地の形成を図る。

第5章 団町地区におけるまちづくり方針

1. 土地利用の方針

団町地区（約3.5ヘクタール）では、次の3つの区域に区分して、区域ごとに土地利用の方針を示すこととします。

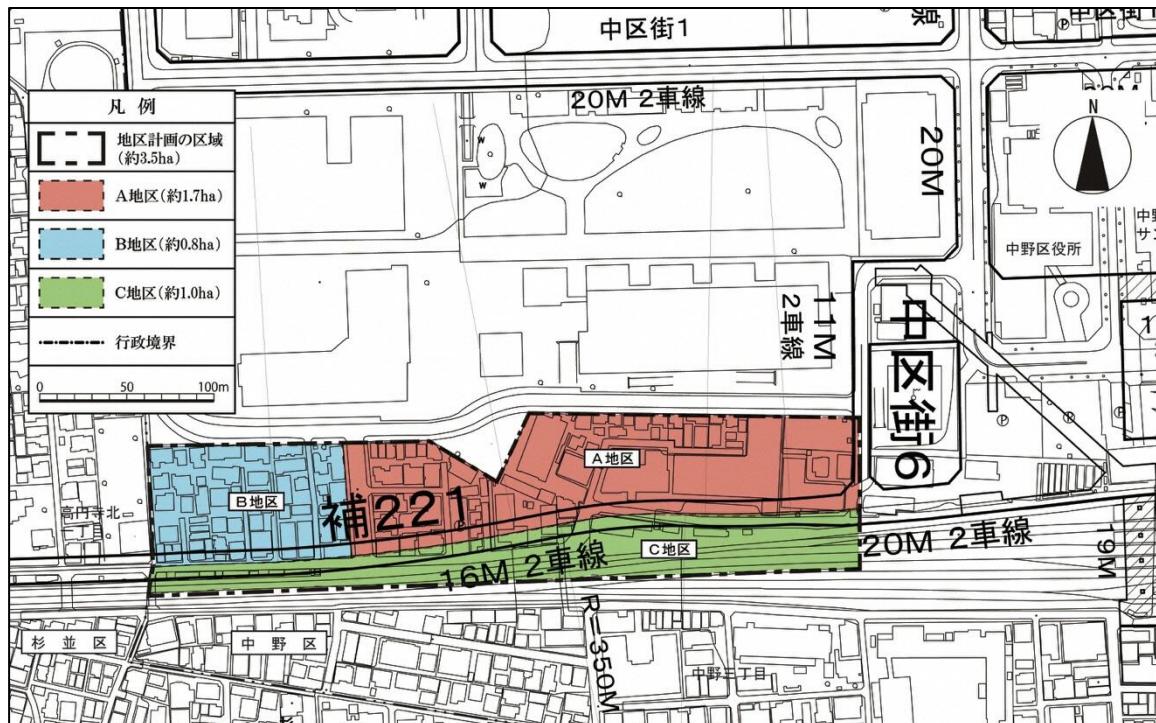


図 19 地区計画の3つの区域

(1) A地区（団町東地区）

- 市街地再開発事業により土地の合理的かつ健全な高度利用を図り、商業・業務や多様な世代のニーズに合わせた良質で多機能な都市型住宅などの都市機能を整備し、中野四季の都市と一体となったにぎわいと活気にあふれる複合市街地の形成を図る。
- 都市計画道路補助221号線や区画道路の整備にあわせ、中野駅や中野四季の都市を結ぶ歩行者ネットワークを形成し、にぎわいの連続性を創出する。

(2) B地区（団町西地区）

- 市街地再開発事業により土地の合理的かつ健全な高度利用を図り、良好な住環境が整った安全な市街地を形成する。
- 都市計画道路補助221号線や区画道路の整備にあわせ、中野駅や中野四季の都市を結ぶ歩行者ネットワークを形成する。

(3) C地区（鉄道関連地区）

- 都市計画道路補助221号線の整備に合わせ、鉄道関連施設の維持保全を図る。

2. 都市基盤整備の方針

囲町地区では市街地再開発事業と合わせて、補助221号線の整備や交通動線の強化を図るための区画道路、歩行者動線等の都市基盤整備を進めていきます。

(1) 道路の整備

1) 補助221号線の整備

- 市街地再開発事業とあわせて補助221号線を整備し、新北口駅前広場から西側へつながる幹線道路及び歩行者空間を確保します。
- 地区内外で発生する自動車交通を処理する機能のほか、災害時の消防活動・避難経路などの機能を担います。
- 安全で円滑なユニバーサルデザインに配慮した歩行者動線を整備します。
- 歩行者や自転車の主要動線でもあり、歩車道の分離など交通安全対策を図るとともに、沿道の緑化や電線類の地中化を促進します。

2) 区画道路

- 地区内から発生する交通の円滑な処理を実現するとともに、災害時における緊急車両の通行を確保するため、補助221号線、中野四丁目地区区画道路、早稲田通りとをつなぐ道路ネットワークを形成する区画道路を、市街地再開発事業及び道路事業によって整備します。
- 歩行者の安全確保と、電線類の地中化を促進します。

(2) 公園・広場の整備

1) 広場

- 人々の憩いや交流の場となる空間を確保するとともに、災害時における緊急活動等の場として提供できる広場を整備します。



図 20 広場のイメージ

(3) その他の施設の整備

1) 歩行者用通路・歩道状空地

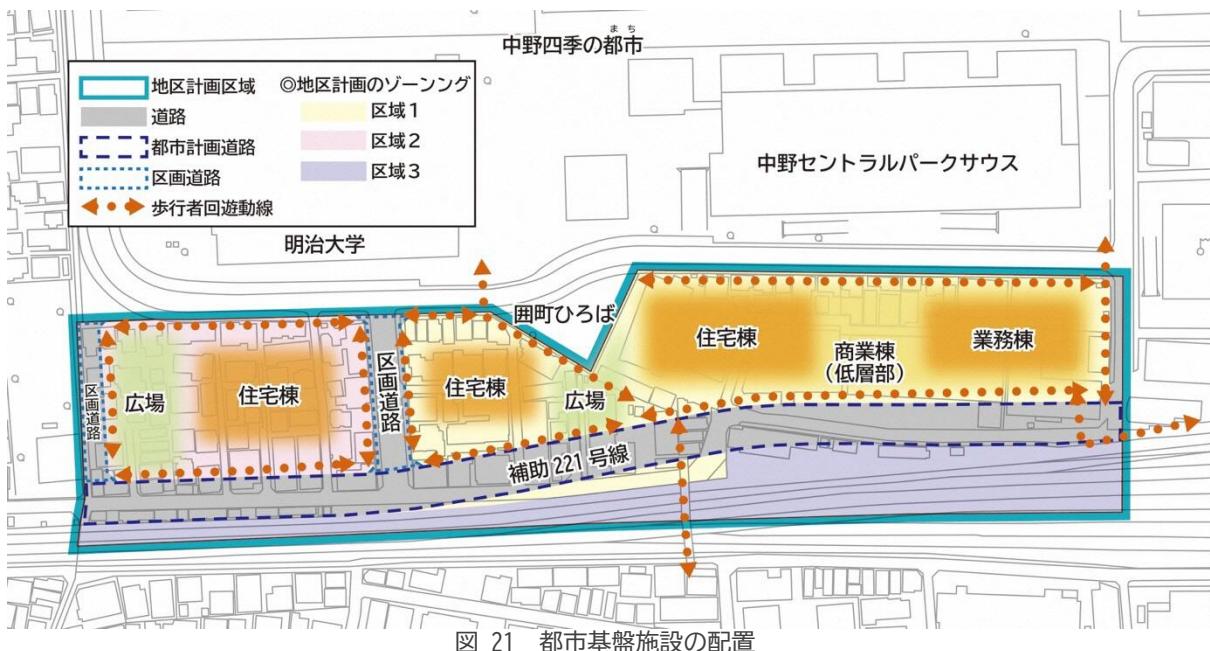
- 新北口駅前広場から中野四季の都市にかけての回遊性を高め、だれもが安全で快適に移動できるように、ユニバーサルデザインに配慮した歩行者動線を整備します。
- 補助221号線や区画道路に接する場所では歩道と一体となった歩行者空間を創出し、安全で快適な歩行者動線を整備します。
- 補助221号線の整備に伴い、団桃園跨線橋の団町方向への昇降動線を整備します。この際、高低差による通行上の支障を解消するための昇降施設を設置します。
- 中野駅や中野四季の都市、中野三丁目を結ぶ歩行者動線を確保し、歩行者ネットワークを形成します。

2) 自動車駐車場

- 商業・業務施設において、中野区駐車場整備計画に基づき駐車場の整備を進めます。

3) 自転車駐車場

- 公共自転車駐車場を団町東地区市街地再開発事業の施設内に適正配置し、歩行者動線との交差に配慮します。
- 自転車駐車場までの移動や地区内の移動を円滑に行えるよう、東西及び南北方向の自転車動線を拡充し、利用者の安全・利便性の向上を図ります。



3. まちづくりの方針

囲町地区では、市街地再開発事業によって、敷地の整備、補助221号線、区画道路や歩行者動線等の基盤整備などを行うこととしており、市街地再開発事業に合わせて以下の方針に基づき、まちづくりを進めていくこととします。

(1) 商業・業務等の育成

- 広域中心拠点に位置する地区として、中野四季の都市と連携し、土地の高度利用により、商業・業務施設、都市型住宅など多様な都市機能の集積を図り、東京の新たな活動拠点としての育成を進めます。
- 中野の玄関口として良好な街並みの形成を誘導するとともに、快適でゆとりのある歩行者空間やイベント開催などのための広場空間、回遊動線の整備などを通じて、活気とにぎわいあふれる中野の顔及び東京の新たな顔づくりを進めます。



図 22 囲町東地区の商業・業務棟のイメージ図

(2) 良質な住宅供給

- ・ 良質な都市型住宅や生活支援機能の導入を進め、中野駅周辺の住生活を支える拠点として育成します。
- ・ 都内の主要な拠点へ容易にアクセスできる中野駅前という立地特性、中野駅周辺の商業・業務等の集積に近接する利便性を活かし、土地の高度利用により、職住近接型で、ライフスタイルに応じた多様な付加価値の享受できる新たな都市型住宅の供給を図ります。
- ・ 世代構成のバランスのとれた地域社会を目指し、家族型住宅を供給するとともに安心して暮らせる住環境の整備を誘導します。
だれもが安全かつ快適に住み続けられるよう住宅の設備等に配慮し、ユニバーサルデザインによる住宅の供給促進を誘導します。



図 23 団町西地区の住宅棟のイメージ図

(3) 安全・安心

1) 安全性の高い市街地の形成

- 土地の高度利用による建築物の更新により、不燃化や耐震化、周辺道路などの都市基盤の整備をすすめ、災害に強いまちづくりを促進します。
- 地域の防災機能の向上に寄与するとともに、災害時における緊急活動の場として提供できる広場やオープンスペースを整備します。
- 災害時の自立性や事業継続性を確保するための必要な措置を講じます。
- 広域避難場所である中野四季の森公園の隣接地として、歩行者空間の充実、歩行者動線の確保により安全な避難経路を確保します。
- 周辺道路の無電柱化を推進し、中野駅周辺の安全性向上を図ります。

2) 安全で快適なまちづくり

- 歩行者空間や広場、不特定多数の人々が訪れる民間施設などにおいては、子供や高齢者、障がい者、外国人など、だれもが利用しやすいよう、安全で快適なユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めます

(4) 良好的な都市環境

1) 省エネルギー・脱炭素化への取組み

- 自然エネルギーの活用、建物の断熱や省エネ性能の強化、高効率の建築設備の導入、緑化の推進、エネルギーの面的利用など、地球環境に配慮した計画的な開発整備を誘導し、省エネルギー型まちづくりや施設運営の取組みを推進します。

2) みどりのインフラの保全

- 駅周辺と住宅地とをつなぐ良好な環境の形成、緑化の推進、潤いとゆとりのある歩行者ネットワークの形成を図り、地区内に広場を整備します。
- 周辺の住宅や事業所などの緑化モデルとなるように、接道部などの敷地内の緑化を積極的に進めます。

3) 街並み形成

A. 駅周辺の中野の顔及び東京の新たな顔となる街並みの形成

- 中野駅周辺地区は中野の玄関口であるとともに様々な都市機能、都市活動が集積する広域中心拠点であり、中野及び東京の新たな顔として、個性的で新しい魅力を発信する、活気とにぎわいにあふれたまちを目指します。
- 中野駅新北口駅前エリアを中心に、中野駅周辺に立地する高層建築群とその周辺が一体的なまとまりをもった東京の新たなシンボル、ランドマークとなることを考慮しつつ、団町地区においても、地区としての個性を發揮し、広域中心拠点にふさわしい新たな街並み形成を図ります。



図 24 周辺の高層建築群

B. 調和のとれた街並み

- 中野の玄関口にふさわしい、先端的な都市機能と豊かな緑が調和した良好な街並み形成を誘導します。
- 建物の建築に際してはその高さや外観など、周辺のまちとの調和、協調に配慮するとともに地区の個性を活かした新たな顔づくりをすすめます。
- 広場やオープンスペースなどの整備に合わせて、みどり豊かなにぎわいにあふれた空間を創出します。
- 周辺の街並みに調和した建物計画や夜間景観を検討するとともに、ルールに基づいた工作物・屋外広告物の設置を行うことで、良好な街並み形成を図ります。



図 25 広場・オープンスペースのイメージ

(5) 市街地再開発事業

1) 施設建築物

団町地区の市街地再開発事業により建築する施設建築物については、駅前立地を活かした土地の有効活用と業務・商業施設、都市型住宅等の多様な機能を活かし周辺環境に配慮した計画とします。

中野駅新北口駅前広場からの歩行者動線整備の状況を踏まえながら、その歩行者動線につながるように、駅に近い東寄りの建物低層部を中心に商業施設を配置し、高層部は業務施設（業務棟）とし、中野四丁目地区の新たなにぎわい拠点の形成を図っていきます。住宅施設については、周辺環境に配慮し、東地区西側・西地区へ配置し、良質な住宅供給を図ります。

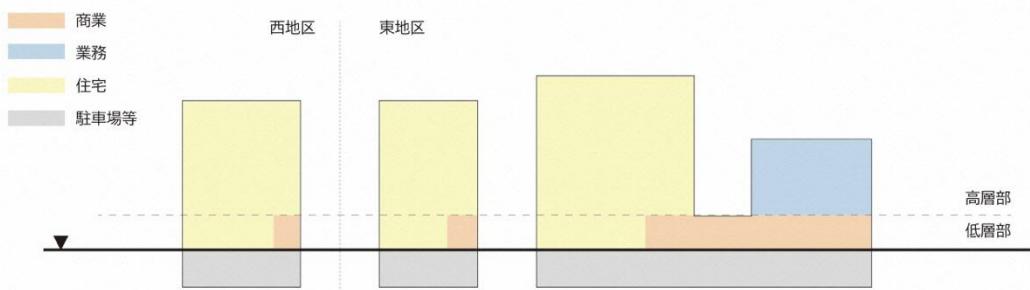


図 26 市街地再開発事業の用途配置イメージ

2) 広場等

市街地再開発事業で整備する広場等のオープンスペースについては、中野四季の都市との連携や団町ひろばと一体的な活用等を検討し、エリアマネジメントの観点から、中野駅周辺にぎわい創出や安心・安全にもつながる取組等を進めていきます。

団町東地区的広場は北側に隣接する団町ひろばとの連携に、団町西地区的広場は西側に近接する住宅市街地に配慮した計画にするとともに、災害時における緊急活動の場として提供できるものとします。

第6章 囲町地区における事業手法

囲町地区においては、囲町東地区・囲町西地区の2地区にて市街地再開発事業を活用して土地の高度利用や基盤整備等のまちづくりを推進していきます。

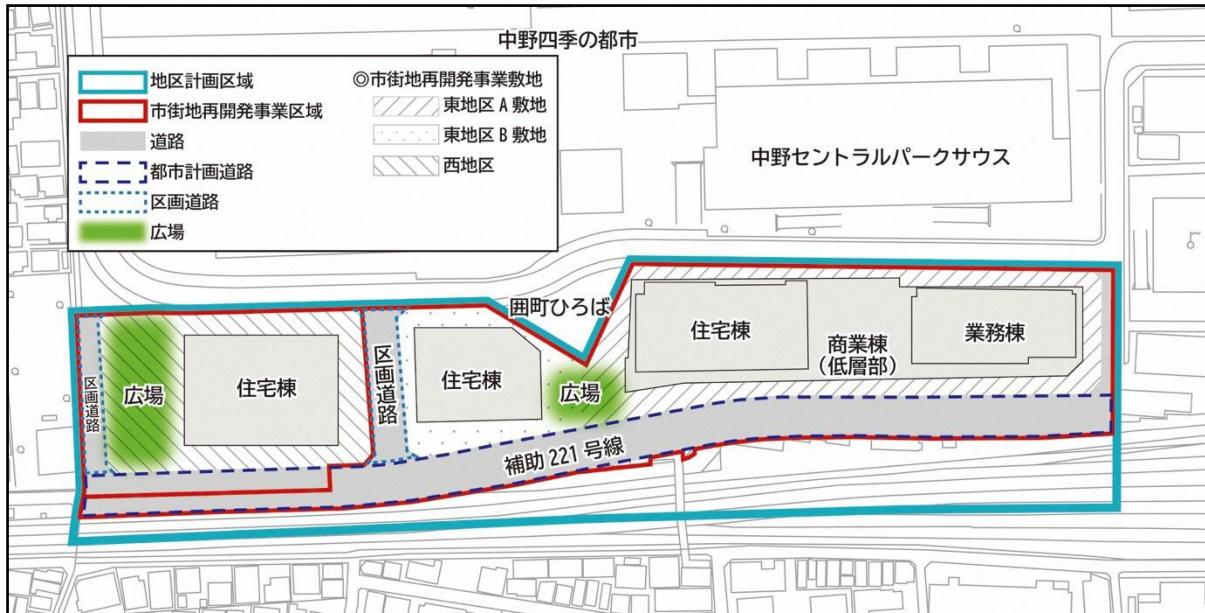


図 27 市街地再開発事業の区域と建物配置等

1. 団町東地区市街地再開発事業

(1) 事業概要

- 名称 団町東地区第一種市街地再開発事業
- 施行区域面積 約2.0ha
- 施行者 団町東地区市街地再開発組合
- 導入用途 住宅、業務、商業

(2) 配置等

1) 低層部

- 新たな東京の顔となる駅前にぎわいを創出するため、中野駅からの回遊動線に接した集客性が高い低層部を中心に商業施設を設置する。
- 2階レベルには将来、新北口駅前広場からの歩行者動線との接続が可能となるよう、デッキ等による歩行者動線の整備を進めるとともに、補助221号線をまたいで团桃園跨線橋に連続する歩行者動線を整備し、中野駅周辺におけるユニバーサルデザインに配慮した歩行者回遊動線の連続性に配慮する。

2) 高層部

- 景観、日照など周辺への影響を勘案し、合わせて、広域中心拠点にふさわしい新たにぎわい拠点にふさわしい形態に配慮して、高層部は東西に配置した東側の2棟及び西側の1棟を配置する。
- 東側の2棟には、駅直近という立地条件を活かした業務棟と住宅等、西側の1棟は新たな都市型住宅となる住宅棟を設置する。

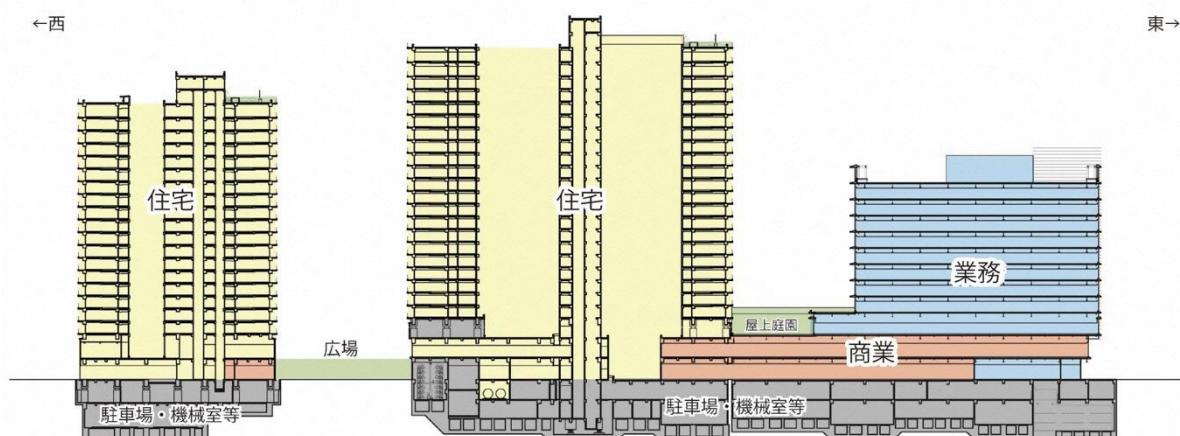


図 28 団町東地区の施設建築物の建物用途

2. 団町西地区市街地再開発事業（予定）

（1）事業概要

- 名称 団町西地区第一種市街地再開発事業
- 施行区域面積 約0.8ha
- 施行予定者 団町西地区市街地再開発組合
- 導入用途 住宅、商業

（2）配置等

- 杉並区側の住宅地等、周辺環境への影響を勘案し、敷地の東側に建物を配置する。
- 北側にある東京警察病院のヘリポートに配慮した高さとする。
- 良好的な住環境を整備するため、各世代のニーズに合わせた都市型住宅を中心とした構成とともに、店舗・事務所・子育て支援施設等必要な機能を配置する。

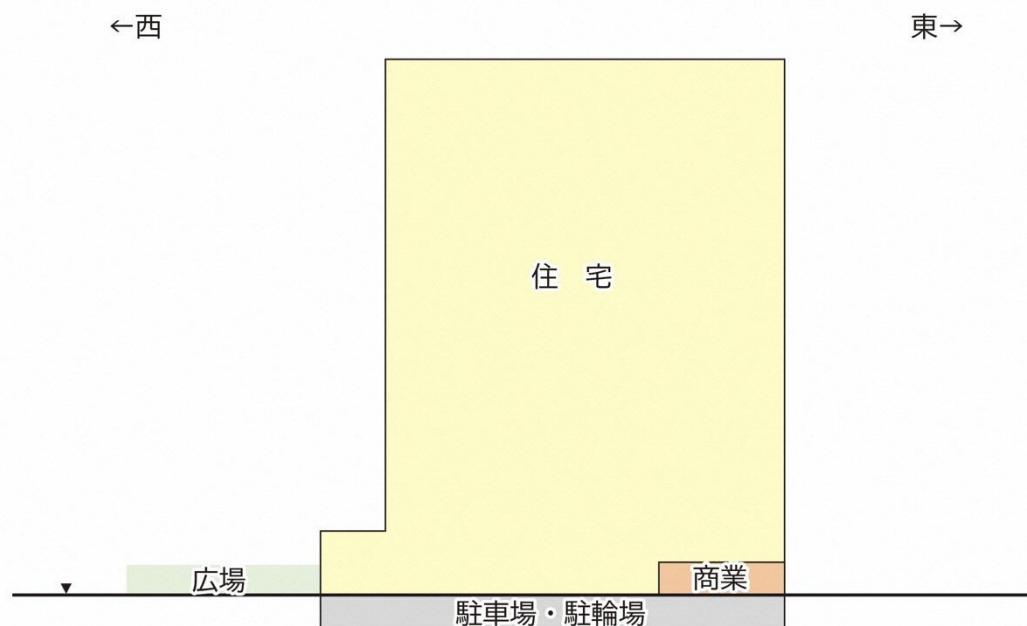


図 29 団町西地区の施設建築物の建物用途

3. 今後の整備予定

(1) スケジュール（予定）



(2) 整備イメージ

1) 東地区市街地再開発事業完了時（2026 年度）



図 30 整備イメージ図

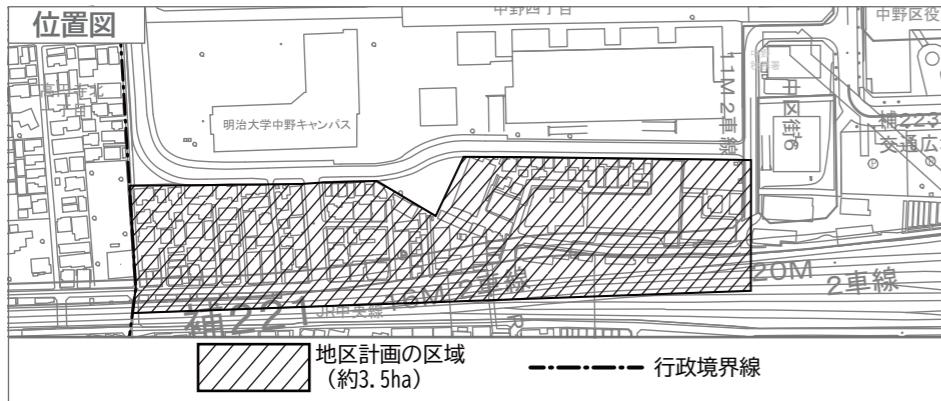
2) 西地区市街地再開発事業完了時（2027 年度）



図 31 整備イメージ図

田町地区地区計画について

1. 名称	団町地区地区計画
2. 位置	中野区中野四丁目地
3. 面積	約 3.5ha



4. 地区計画の目標

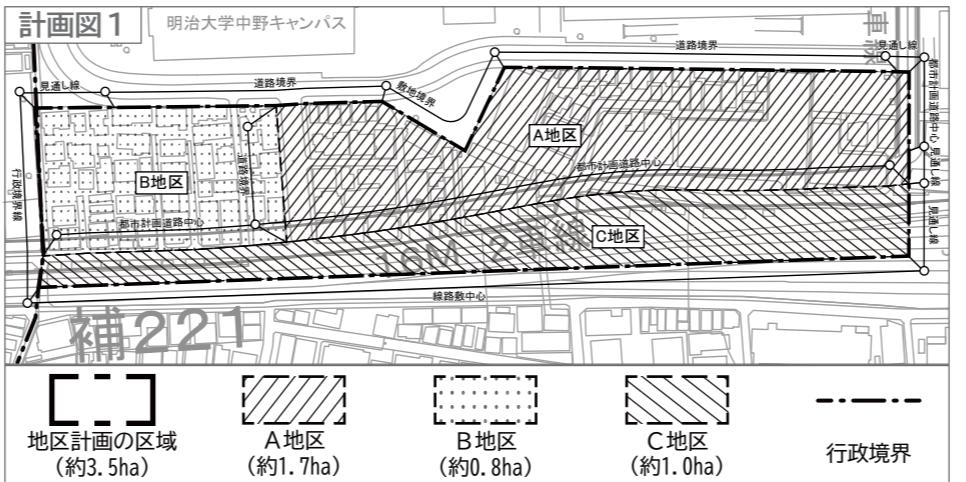
本地区は、中野駅北口の西側に位置し、住宅を中心に木材倉庫、区の自転車駐車場などが立地している地区である。本地区を含む中野駅周辺地区は、中野区都市計画マスターplanにおいて「商業・業務地区」に位置付けられており、再開発などによる土地利用の高度化、景観の向上や駅前交通結節機能の改善・整備を進めながら「広域中心拠点」として育成することとしており、「**団町地区まちづくり方針**」に基づきまちづくりを推進している。

一方、地区南側を横断する都市計画道路補助221号線が未整備であるほか、地区内は戸建住宅や集合住宅が密集しており、道路幅員が狭く、かつ行き止まり道路が多くなっている。また、地区北側では中野四季の都市(まち)が整備され、将来的には中野駅西側南北通路や橋上駅舎、新北口駅前広場の整備により、歩行者交通や自動車交通の変化が予想され、駅を中心とした幹線道路ネットワークや歩行者の回遊動線の整備など、公共施設整備が必要な地区である。

そこで、本地区においては、中野駅や中野四季の都市（まち）との近接性を活かし、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市計画道路補助221号線などの整備を促進することにより、商業・業務や都市型住宅などの多様な都市機能が集積し、職住が近接するにぎわい活動拠点を形成とともに、中野駅や中野四季の都市（まち）を結ぶ歩行者ネットワークの形成や広場などのオープンスペースを整備し、防災性の高い緑豊かな市街地の形成を図る。

5. 区域の整備・開発及び保全に関する方針

5-1. 土地利用の方針



隣接する地区との連携を図りながら、中野区の「広域中心拠点」を形成するため、地区の立地特性を踏まえ、三つの地区に区分し、土地利用の方針を次のように定める。

1 A地区

- ・市街地再開発事業により土地の合理的かつ健全な高度利用を図り、商業・業務や多様な世代のニーズに合わせた良質で多機能な都市型住宅などの都市機能を整備し、中野四季の都市（まち）と一体となったにぎわいと活気にあふれる複合市街地の形成を図る。
 - ・都市計画道路補助221号線や区画道路の整備にあわせ、中野駅や中野四季の都市（まち）を結ぶ歩行者ネットワークを形成し、にぎわいの連続性を創出する。

2 B地区

- ・市街地再開発事業により土地の合理的かつ健全な高度利用を図り、良好な住環境が整った安全な市街地を形成する。
 - ・都市計画道路補助221号線や区画道路の整備にあわせ、中野駅や中野四季の都市（まち）を結ぶ歩行者ネットワークを形成する。

3 C地区

- ・都市計画道路補助221号線の整備に併せ、鉄道関連施設の維持保全を図る。

5-2. 地区施設の整備の方針

広域中心拠点にふさわしい良好な市街地を形成するため、地区施設の整備の方針を次のように定める。

1 道路

- ・交通の円滑な処理を実現するとともに、災害時における緊急車両の通行を確保するため、区画道路を整備し、中野四季の都市（まち）との道路ネットワークの充実を図る。

2 広場

- ・潤いとゆとりある都市空間の形成と防災性の向上を図るため、人々の憩い・交流の場、災害時における一時的な避難場所となる広場を整備する。

3 步道状空地

- ・中野駅や中野四季の都市（まち）を結ぶ安全で快適な歩行者空間を確保するため、歩道状空地を整備する。

5-3. 建築物等の整備の方針

周辺環境に配慮した複合市街地の形成と広域中心拠点にふさわしい都市空間の実現を図るため、建築物等の整備の方針を次のように定める。

1 複合市街地として健全な地域環境の形成を図るとともに、にぎわいの創出を誘導するため、建築物等の用途の制限を定める。

2 適正かつ合理的な土地利用を図るため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。

3 回遊性のある安全で快適な歩行者空間を確保するため、壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。

4 複合市街地として調和のとれた良好な街並みの形成を図るため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。

物守の形態は已れこの因の意匠の範囲を定める。

田町地区地区計画について

6. 地区整備計画

6-1. 位置

中野区中野四丁目地内

6-2. 面積

約2.8ha

6-3. 地区施設の配置及び規模

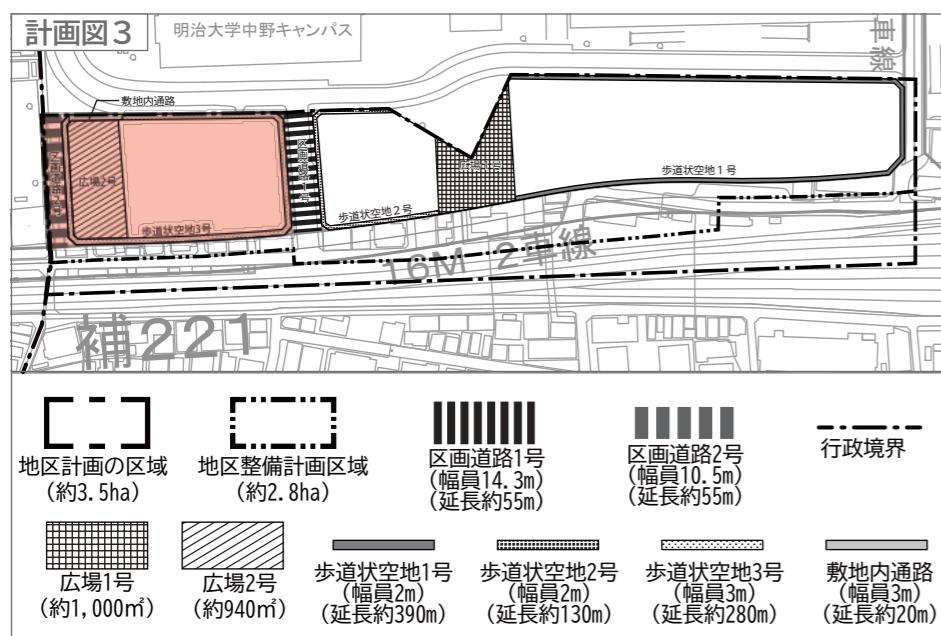
道路

名称	幅員	延長	備考
区画道路1号	14.3m	約55m	一部新設
区画道路2号	10.5m	約55m	拡幅

その他の公共施設

名称	面積	備考
広場1号	約1,000 m ²	新設(公共自転車駐車場出入り口を含む)
広場2号	約940 m ²	新設

名称	幅員	延長	備考
歩道状空地1号	2.0m	約390m	新設
歩道状空地2号	2.0m	約130m	新設
歩道状空地3号	3.0m	約280m	新設
敷地内通路	3.0m	約20m	新設



6-4. 建築物等に関する事項

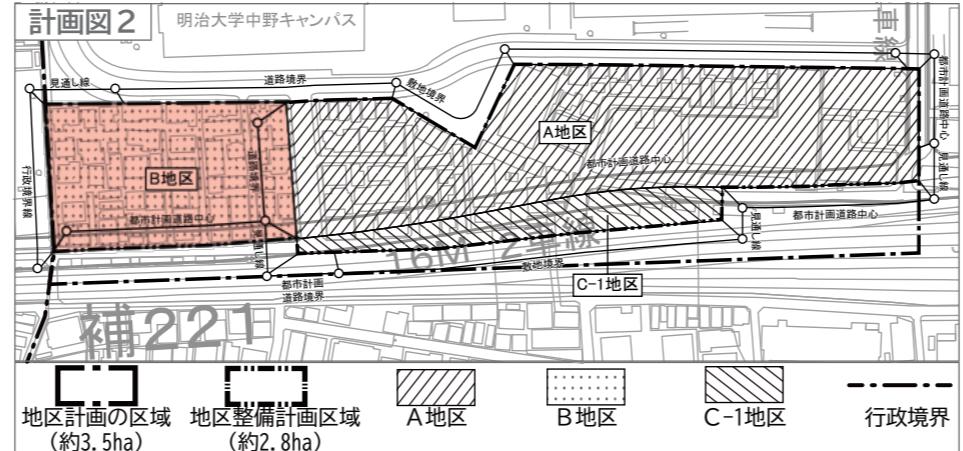
●地区の区分

名称 面積

A地区 約1.7ha

B地区 約0.8ha

C-1地区 約0.3ha



●建築物等の用途の制限

A地区

1 次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。

(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

(2) 工場（自家販売のために食品製造業を営む店舗及び洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗に付属する作業場で床面積の合計が150 m²以内のもの並びに原動機を使用する印刷を営む工場で作業場の床面積の合計が150 m²以内のものを除く。）

2 歩道状空地1号に面する建築物の1階及び2階の主たる用途は、次の各号に掲げるものとする。ただし、沿道のにぎわいの創出に配慮し、区長が土地利用上やむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

(1) 店舗、飲食店、展示場その他これらに類するもの
(2) 保育所その他これに類するもの

B地区

1 次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。

(1) 工場（自家販売のために食品製造業を営む店舗及び洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗に付属する作業場で床面積の合計が50 m²以内のもの並びに原動機を使用する印刷を営む工場で作業場の床面積の合計が50 m²以内のものを除く。）

C-1地区

次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。

1 事務所（ただし、近隣商業地域内に限る。）

2 鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設

3 前各号の建築物に付属するもの

●建築物の敷地面積の最低限度

A地区・B地区 1,000 m²

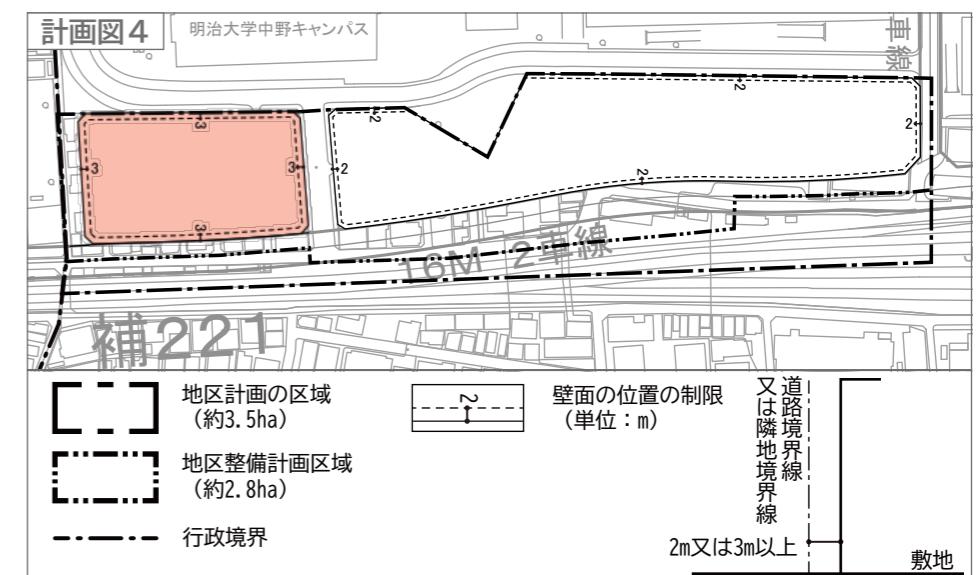
●壁面の位置の制限

A地区

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えてはならない。ただし、歩行者デッキ、歩行者デッキを支えるための柱、落下物防止及びその他歩行者の安全性を確保するために必要なひさしを除く。

B地区

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えてはならない。ただし、落下物防止及びその他歩行者の安全性を確保するために必要なひさしを除く。



●壁面後退区域における工作物の設置の制限

A地区・B地区・C-1地区

壁面の位置が制限された区域においては、門、塀、広告物、看板その他歩行者の通行の妨げになるような工作物を設置してはならない。ただし、公益上必要なものについてはこの限りではない。

●建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

A地区・B地区・C-1地区

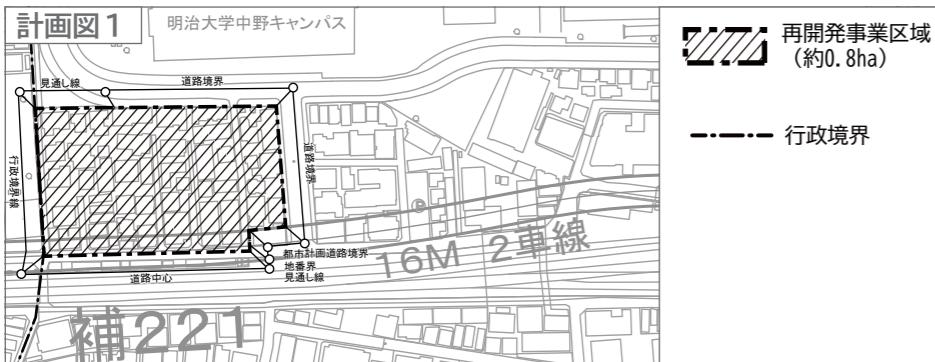
1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避け、街並み形成に配慮するなど周辺環境と調和したものとする。

2 屋外広告物は、美観及び周辺環境を損なうおそれのないものとする。

団町地区 関連都市計画について

1. 市街地再開発事業の決定

- 名称 : 団町西地区第一種市街地再開発事業
- 施行区域面積 : 約 0.8ha



●公共施設の配置及び規模

道路

種別	名称	規模	備考
幹線道路	補助221号線	別に都市計画において定める通り	新設
区画道路	区画道路2号	幅員10.5m 延長約55m	拡幅



●建築物の整備

建築面積	: 約 3,500 m ²
延べ面積	: 約 56,000 m ²
(容積対象面積)	: (約 34,000 m ²)
主要用途	: 共同住宅・店舗・事務所・駐車場等
高さの限度	: GL +90.0 m
備考	: GL は T.P. +39.6m とする。



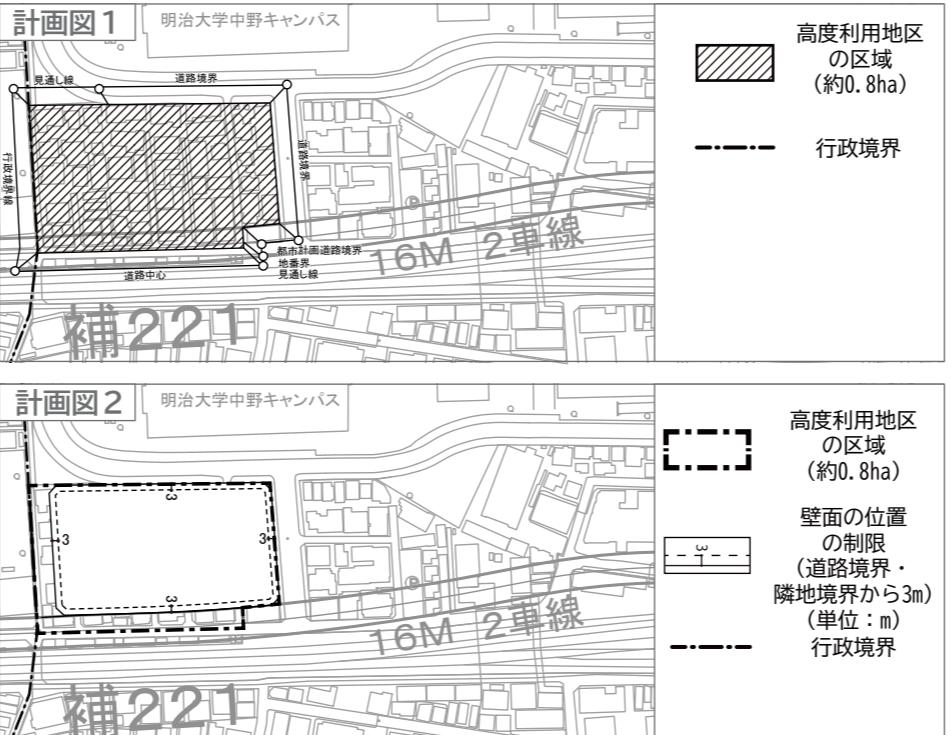
●建築敷地の整備

建築敷地面積 : 約 6,200 m²
 整備計画 : 道路境界又は隣地境界から建物を後退させ、歩行者空間を確保する。

●備考 : 地区計画及び高度利用地区内にあり

2. 高度利用地区の変更

面積 : 約 0.8ha
 容積率の最高限度 : 55/10 (注1)
 容積率の最低限度 : 20/10



(注1) 建築物の容積率の最高限度の特例

1 建築物の用途による限度
 住宅の用途に供する部分の床面積の合計の延べ面積に対する割合が2分の1未満である建築物にあっては、最高限度から下記の割合を減じる。

ア 3分の1以上2分の1未満の場合 10分の5
 イ 3分の1未満の場合 10分の10

2 建築物の敷地内に設ける空地の規模による限度

敷地内に設ける道路境界線からの壁面の位置の制限を超える位置に設ける広場等の空地面積(地区計画又は市街地開発事業に関する都市計画に定める広場に限る。)の合計が敷地面積の100分の15未満である建築物にあっては、10分の25を減じる。

3 土地部及び建築物上の緑化率による限度

東京における自然の保護と回復に関する条例及び同施行規則に規定する緑化基準に基づき算出した緑化率が3.5%未満である建築物にあっては、10分の0.6を減じる。

4 育成用途割合の設定による限度

育成用途(住宅施設・商業施設)に供する部分の床面積の合計の敷地面積に対する割合が、10分の5未満である建築物にあっては、10分の25を減じる。

(注2) 建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては10分の1をえた数値とし、いずれにも該当する建築物又は同条第6項第1号に該当する建築物にあっては10分の2をえた数値とする。

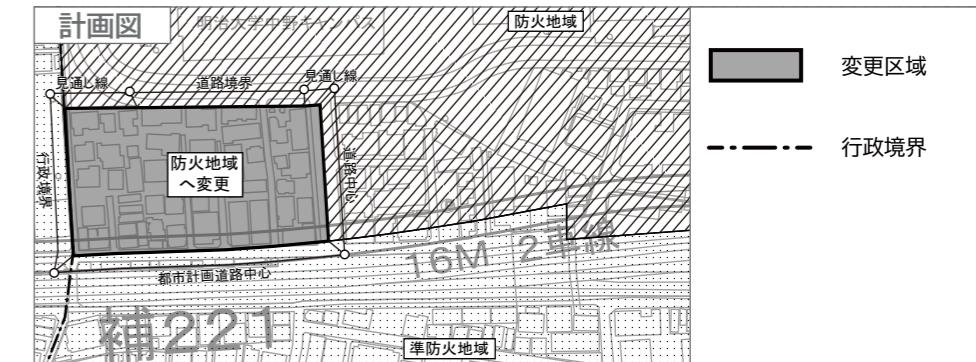
(注3) 建築物の壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、計画図に示す数値以上とする。ただし、落下物防止及びその他歩行者の安全性を確保するために必要なひさしを除く。

●住宅建設の目標

戸数: 約 490 戸
 面積: 約 49,000 m²
 備考: 共用部分を含む

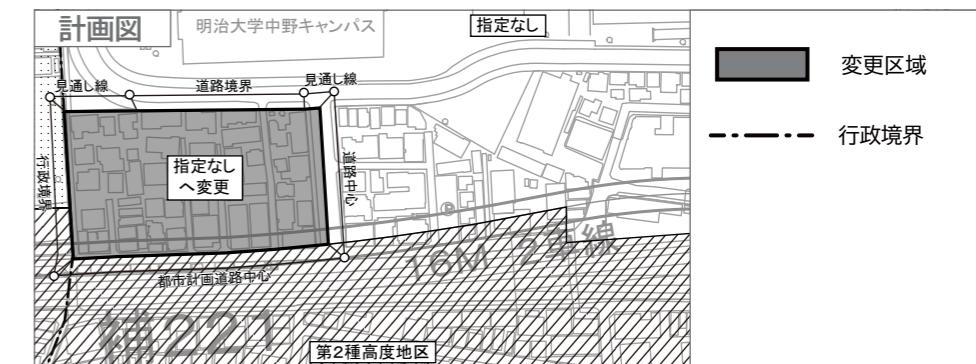
3. 防火地域及び準防火地域の変更

変更前 準防火地域 → 変更後 防火地域 面積 約 0.8ha



4. 高度地区の変更

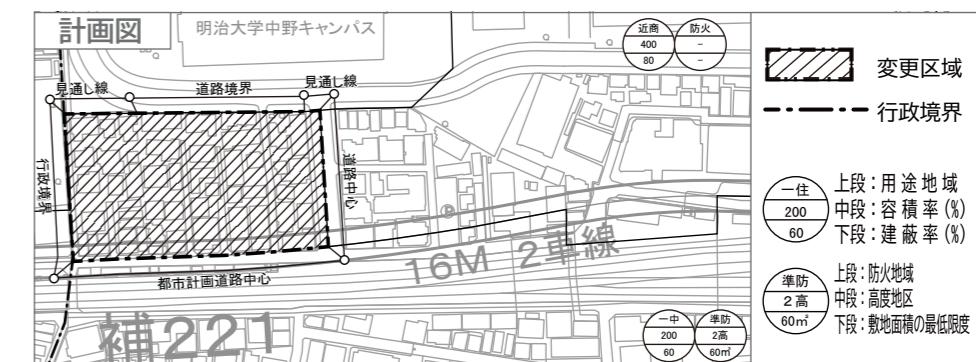
変更前 第2種高度地区 → 変更後 指定なし 面積 約 0.8ha



5. 用途地域の変更

今後、下記内容をもとに東京都と協議を進め、決定は東京都が行うことになります。
 ※現在東京都と協議中であり、内容が変更になる可能性があります。

変更前	→	変更後	面積
第一種中高層	→	第一種	
住居専用地域	→	住居地域	
建蔽率 60%	→	60%	約 0.8ha
容積率 200%	→	300%	
敷地面積の最低限度 60 m ²	→	- m ²	



団町地区のまちづくりについて 説明資料

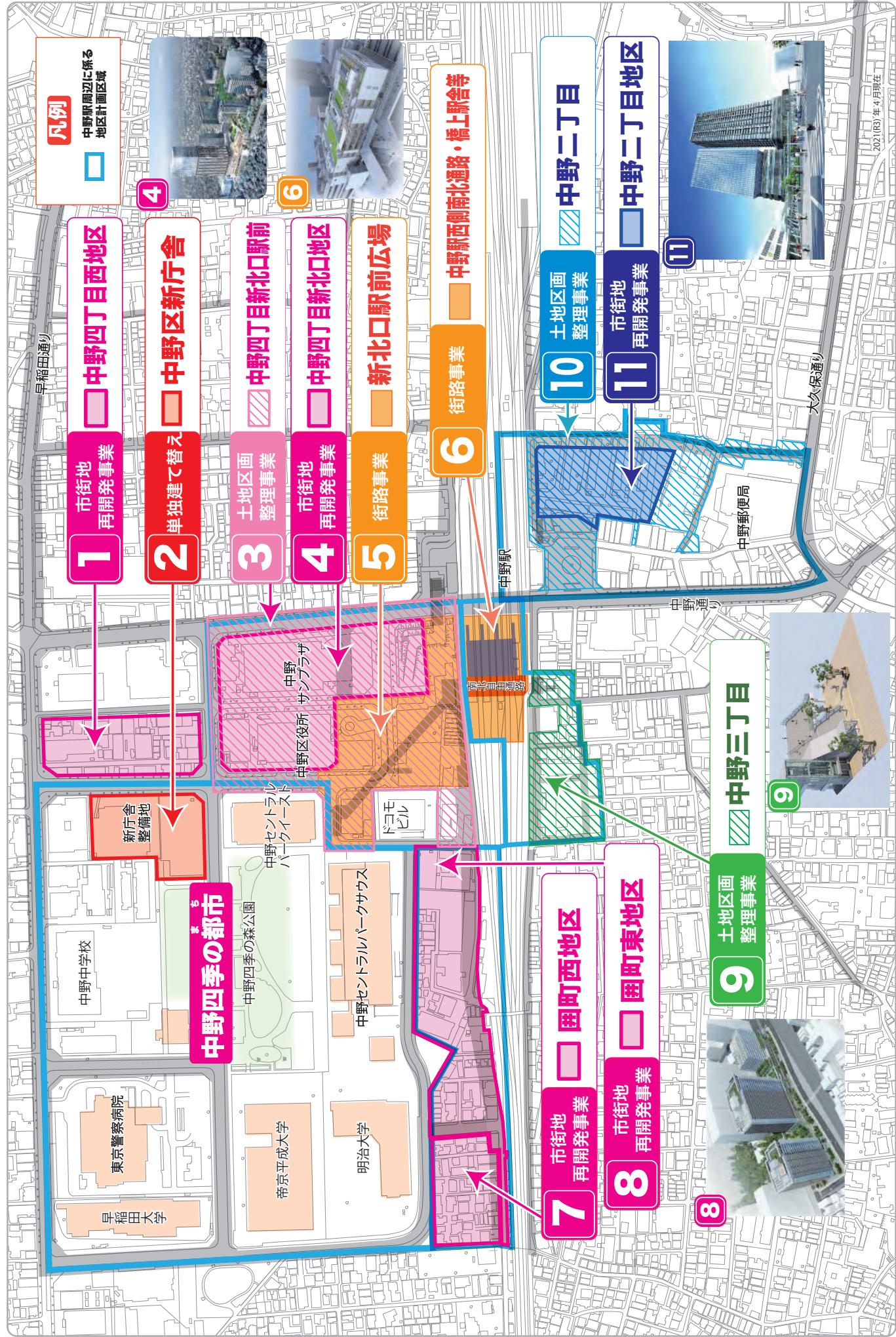
1. 団町地区まちづくり方針の改定について
2. 団町地区の都市計画変更・決定内容について

1



2

中野駅周辺 まちづくり事業 一覧



1. 団町地区まちづくり方針の改定について

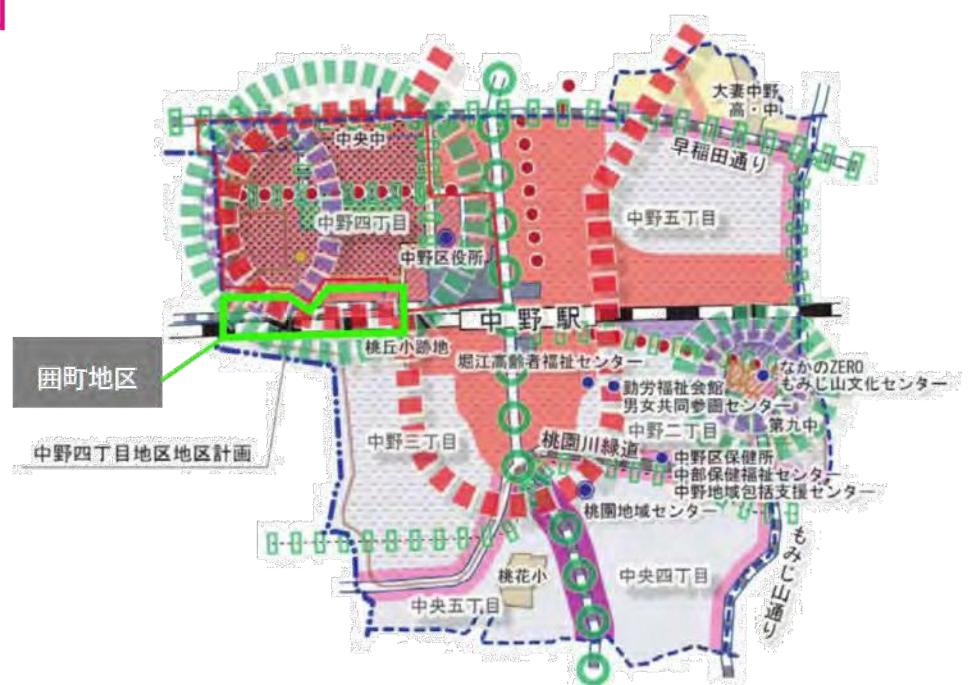
1-2. 主な関連・上位計画

中野区都市計画マスタープラン

広域中心拠点

用町地区

中野駅と警察大学校等跡地との近接性を活かし商業・業務、都市型住宅などによる土地の高度利用と都市計画道路補助221号線の整備を進めます。



1. 囲町地区まちづくり方針の改定について

1-2. 主な関連・上位計画

中野駅周辺まちづくりグランドデザインVer.3

中野四丁目地区の 目指すべき姿と整備方針

～先進的な都市機能と豊かな緑

敷地が広く高容積な業務・商業系の
集積と高規格な住宅、広大なオープン
スペースを生かした防災機能や豊かな
緑など、新たな都市空間を目指します。

囲町地区

駅前の立地と周辺道路交通環境を活
かし、囲町地区の市街地再開発を進め
ます。

地区再開発にあわせて、補助221号線
の整備を行います。

【中野四季の都市】
防災など多様な公園機能を拡充させるため、
中野四季の森公園を拡張

【四丁目西地区】
周辺の土地利用と整合したまちづくりの誘導



【囲町地区】
市街地再開発の誘導、補助221号線の整備

【区役所・サンプラザ地区・新北口駅前広場】
・区役所・サンプラザ地区の大街区化、周辺用地
一帯の交通利便性に配慮した都市計画道路の
再編
・区役所・サンプラザ地区における大規模集客空
間や広場空間の整備(民間事業者とのパート
ナーシップによる整備・施設運営)

1. 囲町地区まちづくり方針の改定について

1-2. 主な関連・上位計画

中野駅地区整備基本計画 自動車ネットワークの考え方

交通アクセスの向上

地区内は、幹線道路、交通結節点及
び今後見込まれる大規模開発等との連
携を高めるよう主要な道路ネットワー
クを形成する。



1. 囲町地区まちづくり方針の改定について

1-2. 主な関連・上位計画

中野駅地区整備基本計画 歩行者ネットワークの考え方

駅直近の回遊性の向上

まちのにぎわい・交流を創出し、活力と魅力を高めるため、デッキ等により市街地分断を解消し、駅を中心とした回遊ネットワークを形成する。

地区内歩行者の利便性・安全性の向上

駅前の立地と周辺道路交通環境を活かし、囲町地区の市街地再開発を進めます。

地区再開発にあわせて、補助221号線の整備を行います。



9

1. 囲町地区まちづくり方針の改定について

1-2. 主な関連・上位計画

中野駅地区整備基本計画 自転車ネットワークの考え方

交通アクセス・安全性の向上

自転車走行位置の明示等により、歩行者・自動車との道路内の空間分離を図り、自転車走行環境の向上を図る。



10

1. 囲町地区まちづくり方針の改定について

1-3. 囲町地区の現状と課題 土地利用

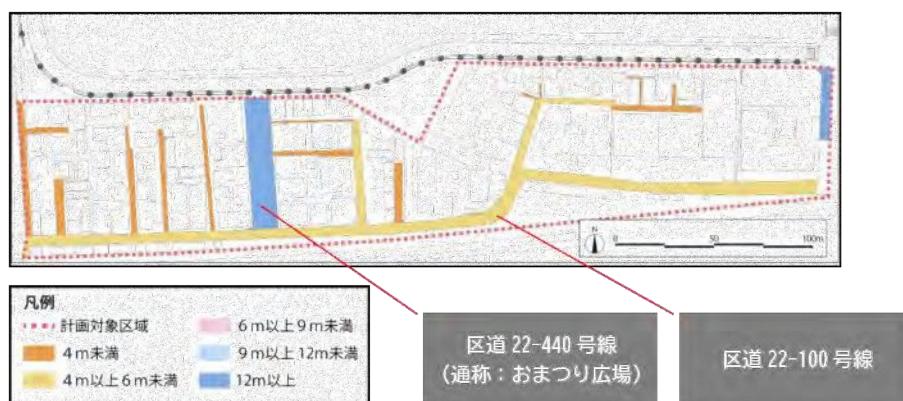
- 住宅中心の土地利用
- 敷地の多くは小規模となっている
- 駅直近にふさわしい高度利用が図られていない



1. 囲町地区まちづくり方針の改定について

1-3. 囲町地区の現状と課題 交通・防災・環境

- 区画道路の多くは幅員4m未満の狭い道路
- 歩行者・自転車・自動車の道路内の空間分離が図られていない。
- 避難場所への安全な避難路の確保がなされていない
- まとまったオープンスペースは「おまつり広場」のみ
- 道路や広場といった公共基盤の整備が必要な地区



1-4. 囲町地区の将来像

交通・防災・環境

将来像

本地区においては、中野駅や中野四季の都市(まち)との近接性を活かした土地の合理的かつ健全な高度利用と都市計画道路補助221号線等の基盤整備がなされるとともに、囲町東地区では商業・業務や都市型住宅など多様な都市機能が集積する複合市街地が、また囲町西地区では良好な環境が整った安全で快適な都市型住宅市街地が形成されています。

1-5. 囲町地区におけるまちづくり方針

土地利用の方針

A地区（囲町東地区）

市街地再開発事業により土地の合理的かつ健全な高度利用を図り、商業・業務や多様な世代のニーズに合わせた良質で多機能な都市型住宅などの都市機能を整備し、中野四季の都市(まち)と一体となったにぎわいと活気にあふれる複合市街地の形成を図る。

都市計画道路補助221号線や区画道路の整備にあわせ、中野駅や中野四季の都市(まち)を結ぶ歩行者ネットワークを形成し、にぎわいの連続性を創出する。



1. 囲町地区まちづくり方針の改定について

1-5. 囲町地区におけるまちづくり方針 土地利用の方針

B地区（囲町西地区）

市街地再開発事業により土地の合理的かつ健全な高度利用を図り、良好な住環境が整った安全な市街地を形成する。

都市計画道路補助221号線や区画道路の整備にあわせ、中野駅や中野四季の都市（まち）を結ぶ歩行者ネットワークを形成する。

C地区（鉄道関連地区）

都市計画道路補助221号線の整備に合わせ、鉄道関連施設の維持保全を図る。



1. 囲町地区まちづくり方針の改定について

1-5. 囲町地区におけるまちづくり方針 都市基盤整備の方針

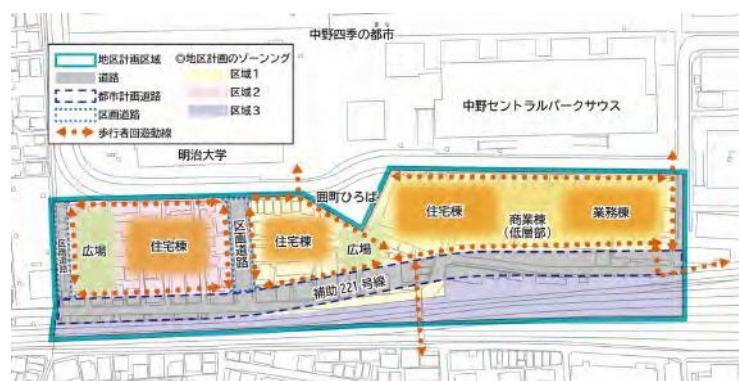
道路の整備

221号線

- 市街地再開発事業にて整備
- 安全で円滑なユニバーサルデザインに配慮した歩行者動線を整備
- 歩車道の分離など交通安全対策を図る
- 沿道の緑化を推進
- 電線類の地中化を促進

区画道路

- 市街地再開発事業及び道路事業によって整備
- 歩行者の安全確保
- 電線類の地中化を促進



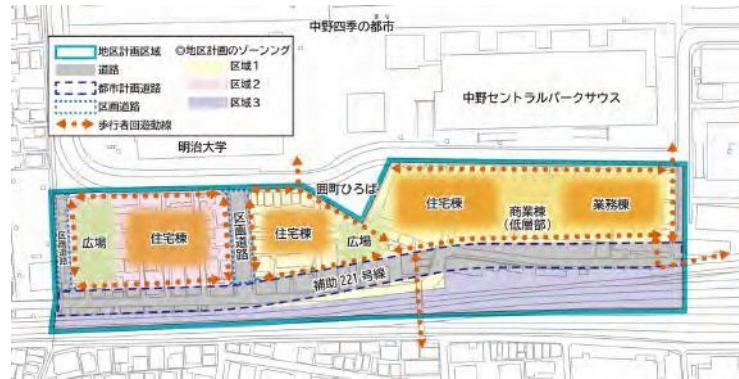
1-5. 囲町地区におけるまちづくり方針 都市基盤整備の方針

道路以外の都市基盤整備

- ・ 広場
- ・ 歩行者用通路・歩道状空地
- ・ 自動車駐車場
- ・ 自転車駐車場



広場のイメージ



1-5. 囲町地区におけるまちづくり方針 まちづくりの方針

商業・業務等の育成

- ・ 多様な都市機能の集積
- ・ 東京の新たな活動拠点としての育成
- ・ 活気とにぎわいあふれる中野の顔及び東京の新たな顔づくり



囲町東地区の商業・業務棟のイメージ

良質な住宅供給

- ・ 中野駅周辺の住生活を支える拠点として育成
- ・ 職住近接型で、ライフスタイルに応じた多様な付加価値の享受できる新たな都市型住宅の供給



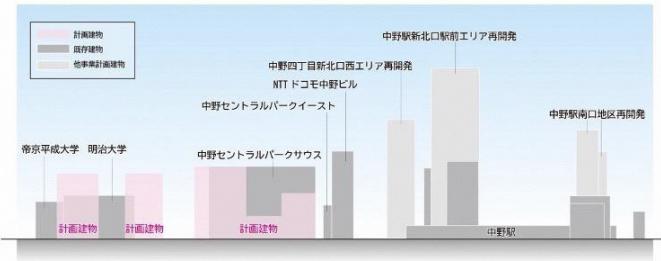
囲町西地区の住宅棟のイメージ

1. 囲町地区まちづくり方針の改定について

1-5. 囲町地区におけるまちづくり方針 まちづくりの方針

街並み形成

- 駅周辺の中野の顔及び東京の新たな顔となる街並みの形成
- 中野及び東京の新たな顔として、個性的で新しい魅力を発信する、活気とにぎわいにあふれたまちを目指す
- 中野駅新北口駅前エリアを中心に、中野駅周辺に立地する高層建築群とその周辺が一体的なまとまりをもった東京の新たなシンボル、ランドマークとなることを考慮
- 広域中心拠点にふさわしい新たな街並み形成

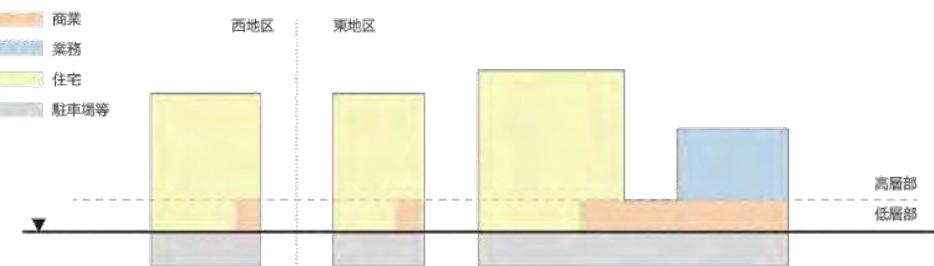


1. 囲町地区まちづくり方針の改定について

1-5. 囲町地区におけるまちづくり方針 まちづくりの方針

市街地再開発事業

- 駅に近い東寄りの建物低層部を中心に商業施設を配置
高層部に業務施設（業務棟）を配置
- 住宅施設については、周辺環境に配慮し、東地区西側・西地区へ配置
- 広場等のオープンスペースについては、エリアマネジメントの観点から、中野駅周辺のにぎわい創出や安心・安全にもつながる取組等を推進



1. 囲町地区まちづくり方針の改定について

1-6. 囲町地区における事業手法

囲町西地区市街地再開発事業

(事業概要)

名称 囲町西地区第一種市街地再開発事業
施行区域面積 約0.8ha
施行予定者 囲町西地区市街地再開発組合
導入用途 住宅、商業



囲町東地区市街地再開発事業

(事業概要)

名称 囲町東地区第一種市街地再開発事業
施行区域面積 約2.0ha
施行者 囲町東地区市街地再開発組合
導入用途 住宅、業務、商業



1. 囲町地区まちづくり方針の改定について

1-6. 囲町地区における事業手法

今後の予定・整備予定

市街地再開発事業完了予定

囲町東地区 2026年度

囲町西地区 2027年度

囲町東地区・囲町西地区市街地再開発事業完了時の整備イメージ（2027年度）



2. 団町地区の都市計画変更・決定内容について

〔参考〕 変更・決定する都市計画

- 地区の将来像を示し、一定のルールを定める都市計画

団町地区地区計画の変更

- 地区計画に定めたまちづくりを具体的に進める事業に係る都市計画

市街地再開発事業の決定

高度利用地区の変更

- 地区計画を実現するためのベースとなる都市計画

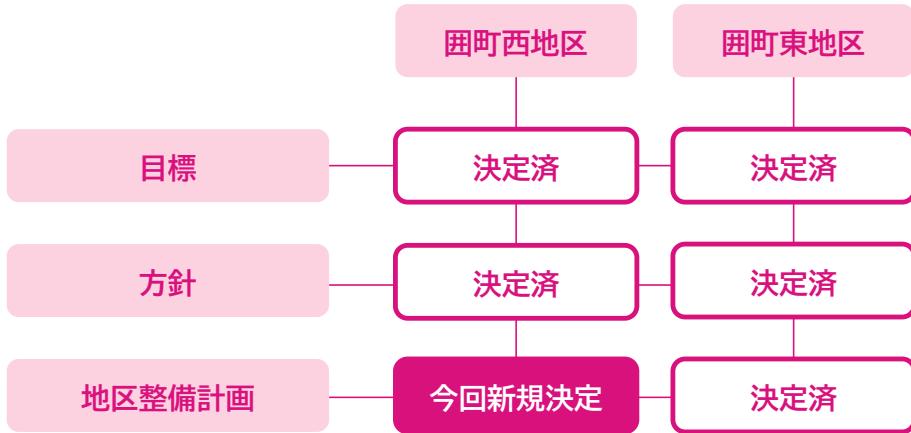
用途地域の変更（東京都決定）

高度地区の変更

防火地域・準防火地域の変更

2. 囲町地区の都市計画変更・決定内容について

〔参考〕囲町地区地区計画の決定状況



25

2. 囲町地区の都市計画変更・決定内容について

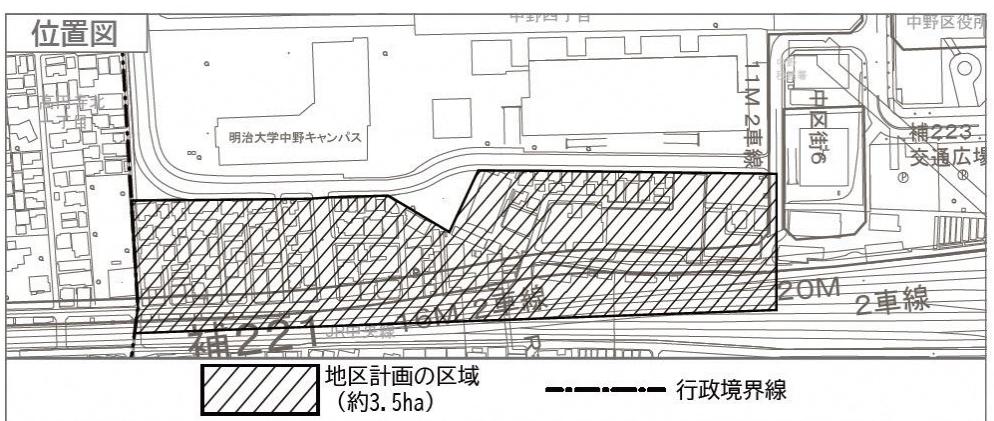
2-1. 囲町地区地区計画の内容

名称・位置・面積

名称 囲町地区地区計画

位置 中野区中野四丁目地内

面積 約3.5ha



26

2-1. 囲町地区地区計画の内容

地区計画の目標

本地区は、中野駅北口の西側に位置し、住宅を中心に木材倉庫、区の自転車駐車場などが立地している地区である。本地区を含む中野駅周辺地区は、中野区都市計画マスタープランにおいて「商業・業務地区」に位置付けられており、再開発などによる土地利用の高度化、景観の向上や駅前交通結節機能の改善・整備を進めながら「広域中心拠点」として育成することとしており、「囲町地区まちづくり方針」に基づきまちづくりを推進している。

一方、地区南側を横断する都市計画道路補助221号線が未整備であるほか、地区内は戸建住宅や集合住宅が密集しており、道路幅員が狭く、かつ行き止まり道路が多くなっている。また、地区北側では中野四季の都市（まち）が整備され、将来的には中野駅西側南北通路や橋上駅舎、新北口駅前広場の整備により、歩行者交通や自動車交通の変化が予想され、駅を中心とした幹線道路ネットワークや歩行者の回遊動線の整備など、公共施設整備が必要な地区である。

2-1. 囲町地区地区計画の内容

地区計画の目標

そこで、本地区においては、中野駅や中野四季の都市（まち）との近接性を活かし、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市計画道路補助221号線などの整備を促進することにより、商業・業務や都市型住宅などの多様な都市機能が集積し、職住が近接するにぎわい活動拠点を形成するとともに、中野駅や中野四季の都市（まち）を結ぶ歩行者ネットワークの形成や広場などのオープンスペースを整備し、防災性の高い緑豊かな市街地の形成を図る。

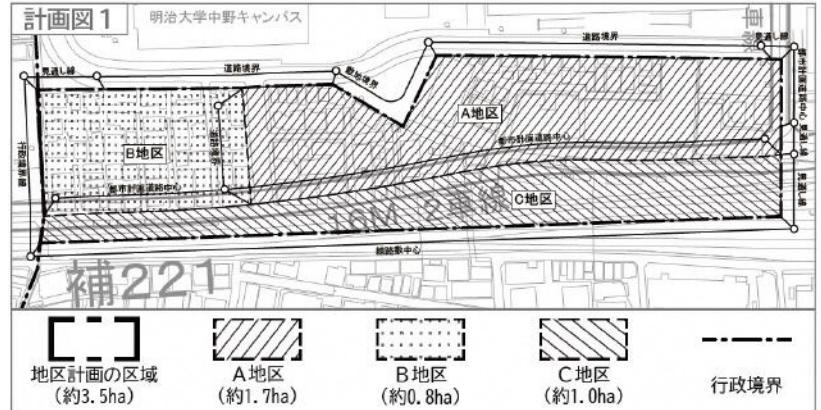
2-1. 団町地区地区計画の内容

区域の整備・開発及び保全に関する方針 土地利用の方針

隣接する地区との連携を図りながら、中野区の「広域中心拠点」を形成するため、地区の立地特性を踏まえ、三つの地区に区分し、土地利用の方針を次のように定める

A地区

- 市街地再開発事業により土地の合理的かつ健全な高度利用を図り、商業・業務や多様な世代のニーズに合わせた良質で多機能な都市型住宅などの都市機能を整備し、中野四季の都市（まち）と一体となったにぎわいと活気にあふれる複合市街地の形成を図る。
 - 都市計画道路補助221号線や区画道路の整備にあわせ、中野駅や中野四季の都市（まち）を結ぶ歩行者ネットワークを形成し、にぎわいの連続性を創出する。



2-1. 囲町地区地区計画の内容

区域の整備・開発及び保全に関する方針 土地利用の方針

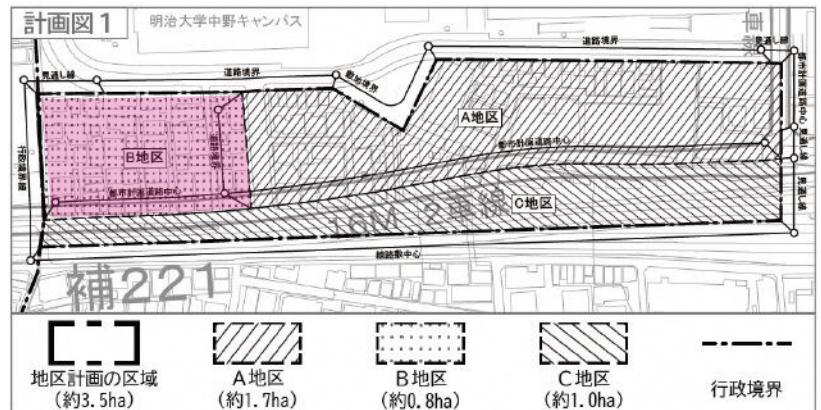
隣接する地区との連携を図りながら、中野区の「広域中心拠点」を形成するため、地区の立地特性を踏まえ、三つの地区に区分し、土地利用の方針を次のように定める

B地区

- 市街地再開発事業により土地の合理的かつ健全な高度利用を図り、良好な住環境が整った安全な市街地を形成する。
 - 都市計画道路補助221号線や区画道路の整備にあわせ、中野駅や中野四季の都市（まち）を結ぶ歩行者ネットワークを形成する。

C地区

- ・都市計画道路補助221号線の整備に併せ、鉄道関連施設の維持保全を図る。



2-1. 囲町地区地区計画の内容

区域の整備・開発及び保全に関する方針 地区施設の整備の方針

広域中心拠点にふさわしい良好な市街地を形成するため、地区施設の整備の方針を次のように定める。

道路

- 交通の円滑な処理を実現するとともに、災害時における緊急車両の通行を確保するため、区画道路を整備し、中野四季の都市（まち）との道路ネットワークの充実を図る。

広場

- 潤いとゆとりある都市空間の形成と防災性の向上を図るため、人々の憩い・交流の場、災害時における一時的な避難場所となる広場を整備する。

歩道状空地

- 中野駅や中野四季の都市（まち）を結ぶ安全で快適な歩行者空間を確保するため、歩道状空地を整備する。

2-1. 囲町地区地区計画の内容

区域の整備・開発及び保全に関する方針 建築物等の整備の方針

周辺環境に配慮した複合市街地の形成と広域中心拠点にふさわしい都市空間の実現を図るため、建築物等の整備の方針を次のように定める。

- 複合市街地として健全な地域環境の形成を図るとともに、にぎわいの創出を誘導するため、建築物等の用途の制限を定める。
- 適正かつ合理的な土地利用を図るため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。
- 回遊性のある安全で快適な歩行者空間を確保するため、壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。
- 複合市街地として調和のとれた良好な街並みの形成を図るため、建築物等の形態又は色彩その他 の意匠の制限を定める。

2. 囲町地区の都市計画変更・決定内容について

2-1. 囲町地区地区計画の内容

地区整備計画

位置・面積・地区施設の配置及び規模

位置 中野区中野四丁目地内

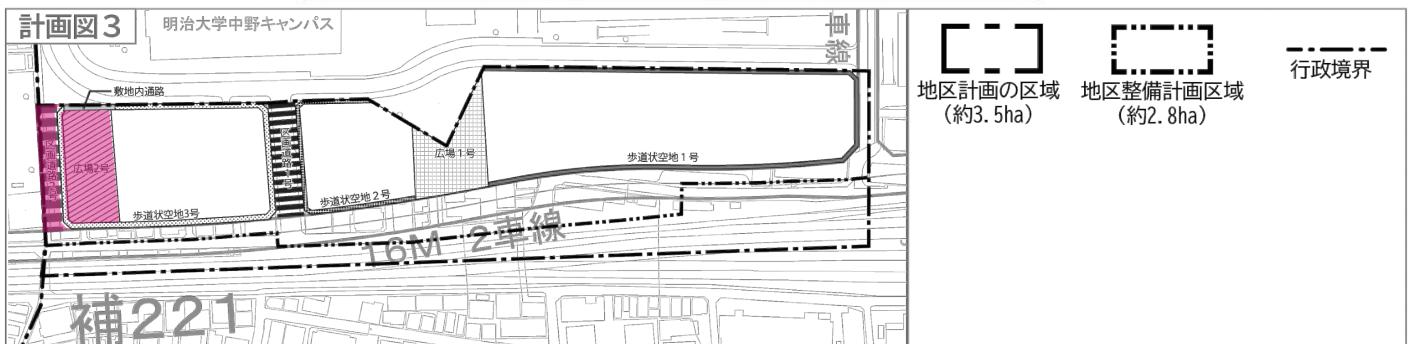
面積 約2.8ha

道路

名称	幅員	延長	備考
区画道路1号	14.3m	約55m	一部新設
区画道路2号	10.5m	約55m	拡幅

その他の公共施設

名称	面積	備考
広場1号	約1,000 m ²	新設(公共自転車駐車場出入り口を含む)
広場2号	約940 m ²	新設



2. 囲町地区の都市計画変更・決定内容について

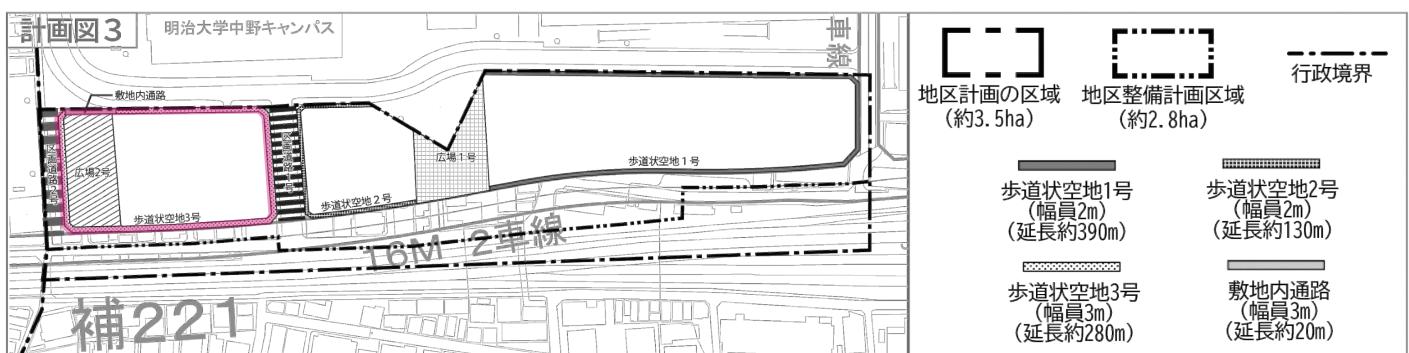
2-1. 囲町地区地区計画の内容

地区整備計画

地区施設の配置及び規模

その他の公共施設

名称	幅員	延長	備考
歩道状空地1号	2.0m	約390m	新設
歩道状空地2号	2.0m	約130m	新設
歩道状空地3号	3.0m	約280m	新設
敷地内通路	3.0m	約20m	新設



2-1. 囲町地区地区計画の内容

地区整備計画

建築物等に関する事項

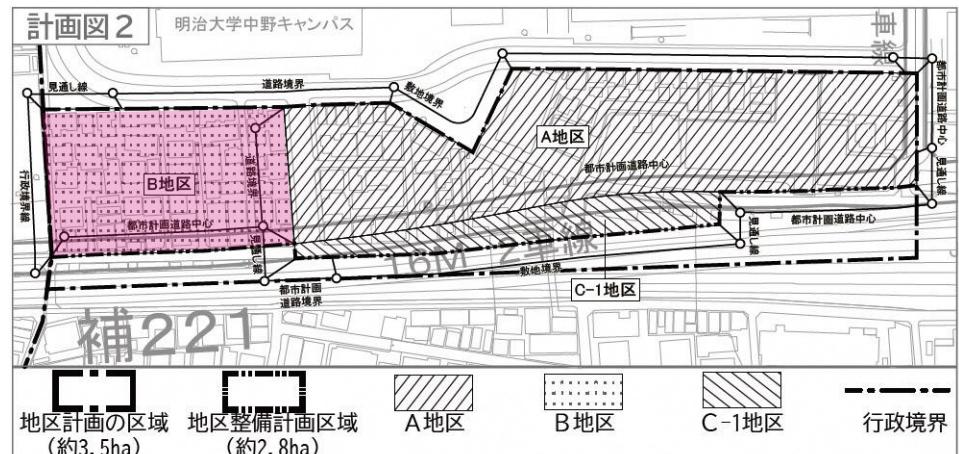
地区の区分

名称 面積

A地区 約1.7ha

B地区 約0.8ha

C-1地区 約0.3ha



2-1. 囲町地区地区計画の内容

地区整備計画

建築物等に関する事項

建築物等の用途の制限

A地区

1. 次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。
 - (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
 - (2) 工場（自家販売のために食品製造業を営む店舗及び洋服店、置屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗に付属する作業場で床面積の合計が150m²以内のもの並びに原動機を使用する印刷を営む工場で作業場の床面積の合計が150m²以内のものを除く。）
2. 歩道状空地1号に面する建築物の1階及び2階の主たる用途は、次の各号に掲げるものとする。ただし、沿道のにぎわいの創出に配慮し、区長が土地利用上やむを得ないと認めた場合はこの限りではない。
 - (1) 店舗、飲食店、展示場その他これらに類するもの
 - (2) 保育所その他これに類するもの

2-1. 囲町地区地区計画の内容

地区整備計画
建築物等に関する事項
建築物等の用途の制限

B地区

1 次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。

- (1) 工場（自家販売のために食品製造業を営む店舗及び洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗に付属する作業場で床面積の合計が 50 m^2 以内のもの並びに原動機を使用する印刷を営む工場で作業場の床面積の合計が 50 m^2 以内のものを除く。）

C-1地区

次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。

- 1 事務所（ただし、近隣商業地域内に限る。）
- 2 鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設
- 3 前各号の建築物に付属するもの

2-1. 囲町地区地区計画の内容

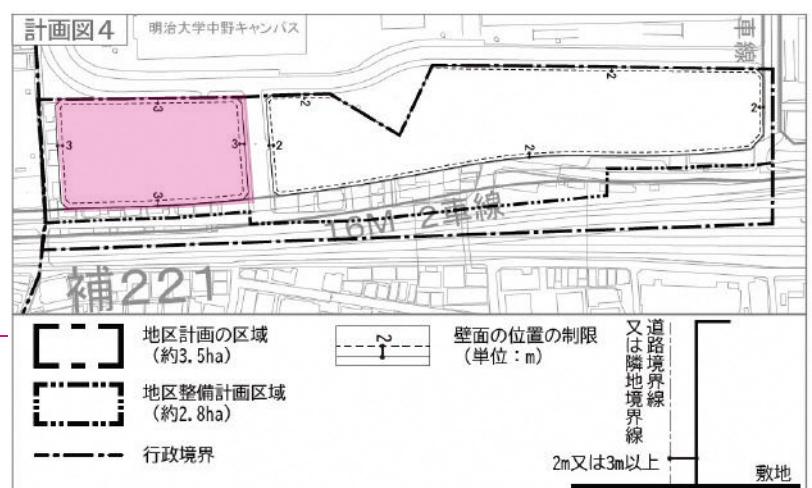
地区整備計画
建築物等に関する事項
壁面の位置の制限

A地区

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えてはならない。ただし、歩行者デッキ、歩行者デッキを支えるための柱、落下物防止及びその他歩行者の安全性を確保するために必要なひさしを除く。

B地区

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えてはならない。ただし、落下物防止及びその他歩行者の安全性を確保するために必要なひさしを除く。



2-1. 囲町地区地区計画の内容

地区整備計画
建築物等に関する事項
その他の制限

壁面後退区域における工作物の設置の制限（A地区・B地区・C-1地区）

壁面の位置が制限された区域においては、門、塀、広告物、看板その他歩行者の通行の妨げになるような工作物を設置してはならない。ただし、公益上必要なものについてはこの限りではない。

建築物の敷地面積の最低制限（A地区・B地区・C-1地区）

1,000m²

建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限（A地区・B地区・C-1地区）

- 1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避け、街並み形成に配慮するなど周辺環境と調和したものとする。
- 2 屋外広告物は、美観及び周辺環境を損なうおそれのないものとする。

2-2. 囲町地区 関連都市計画の内容

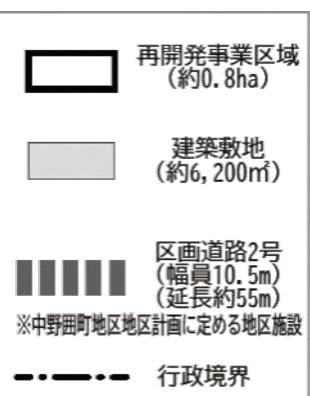
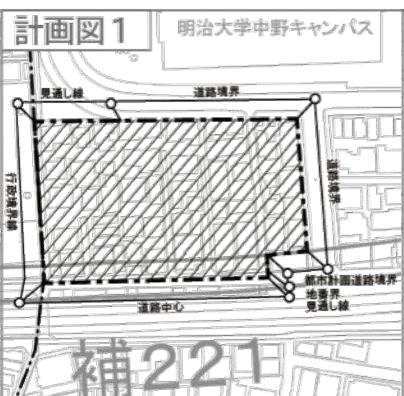
市街地再開発事業の決定

名称

囲町西地区第一種市街地再開発事業

公共施設の配置及び規模

道路	種別	名称	規模	備考
幹線道路	補助 221 号線	別に都市計画において定める通り		新設
区画道路	区画道路 2 号	幅員 10.5m	延長約 55m	拡幅



2. 囲町地区の都市計画変更・決定内容について

市街地再開発事業の決定

建築物の整備

建築面積 : 約 3,500m²
 延べ面積 : 約 56,000m²
 (容積対象面積) : (約. 34,00m³)
 主要用途 : 共同住宅・店舗・事務所・駐車場等
 高さの限度 : GL +90.0m
 備考 : GLはT.P.+39.6mとする

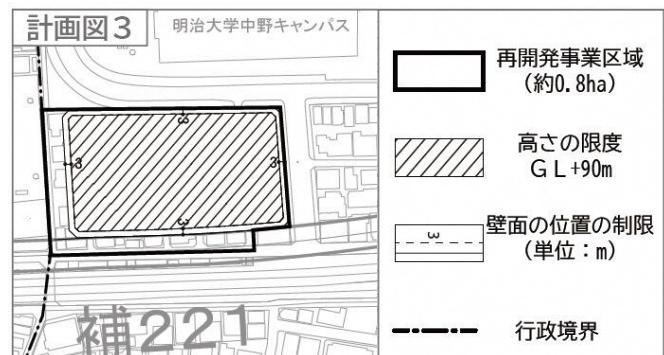
建築敷地の整備

建築敷地面積 : 約6,200m²
 整備計画 : 道路境界又は隣地境界から建物を後退させ、歩行者空間を確保する。

備考 地区計画及び高度利用地区内にあり

住宅建設の目標

戸数 : 約 490戸
 面積 : 約 49,000m²
 備考 : 共用部分を含む



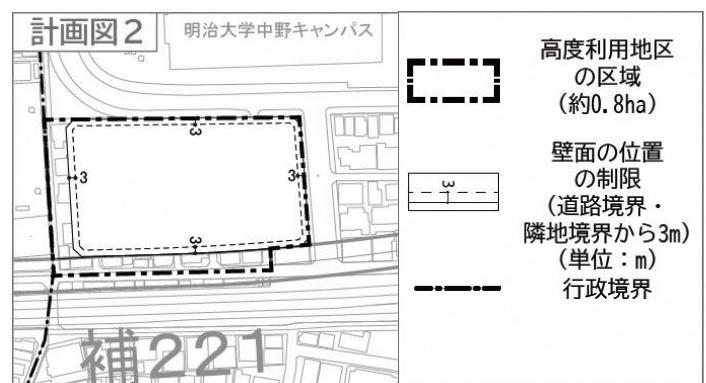
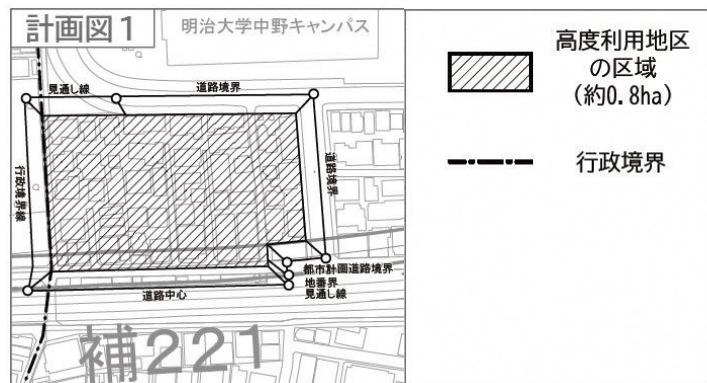
2. 囲町地区の都市計画変更・決定内容について

2-2. 囲町地区 関連都市計画の内容 高度利用地区の変更

面積 : 約 0.8ha 建蔽率の最高限度 : 4/10 ※2

容積率の最高限度 : 55/10 ※1 建築面積の最低限度 : 200 m²

容積率の最低限度 : 20/10 壁面の位置の制限 : 3.0m ※3



2-2. 団町地区 関連都市計画の内容

高度利用地区の変更

※1 建築物の容積率の最高限度の特例

1 建築物の用途による限度

住宅の用途に供する部分の床面積の合計の延べ面積に対する割合が2分の1未満である建築物にあっては、最高限度から下記の割合を減じる。

ア 3分の1以上2分の1未満の場合	10分の5
イ 3分の1未満の場合	10分の10

2 建築物の敷地内に設ける空地の規模による限度

敷地内に設ける道路境界線からの壁面の位置の制限を超える位置に設ける広場等の空地面積（地区計画又は市街地開発事業に関する都市計画に定める広場に限る。）の合計が敷地面積の100分の15未満である建築物にあっては、10分の25を減じる。

3 地上部及び建築物上の緑化率による限度

東京における自然の保護と回復に関する条例及び同施行規則に規定する緑化基準に基づき算出した緑化率が35%未満である建築物にあっては、10分の0.6を減じる。

4 育成用途割合の設定による限度

育成用途（住宅施設・商業施設）に供する部分の床面積の合計の敷地面積に対する割合が、10分の5未満である建築物にあっては、10分の25を減じる。

※2 建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては10分の1を加えた数値とし、いずれにも該当する建築物又は同条第6項第1号に該当する建築物にあっては10分の2を加えた数値とする。

※3 建築物の壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、計画図に示す数値以上とする。ただし、落下物防止及びその他歩行者の安全性を確保するために必要なひさしを除く。

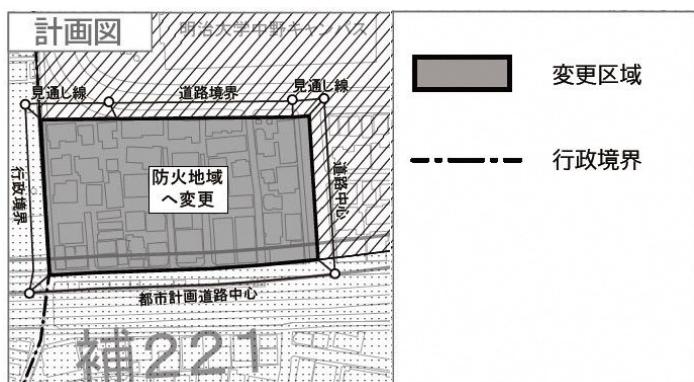
2-2. 団町地区 関連都市計画の内容

防火地域及び準防火地域の変更・高度地区の変更

防火地域及び準防火地域の変更

変更前 準防火地域 → 変更後 防火地域

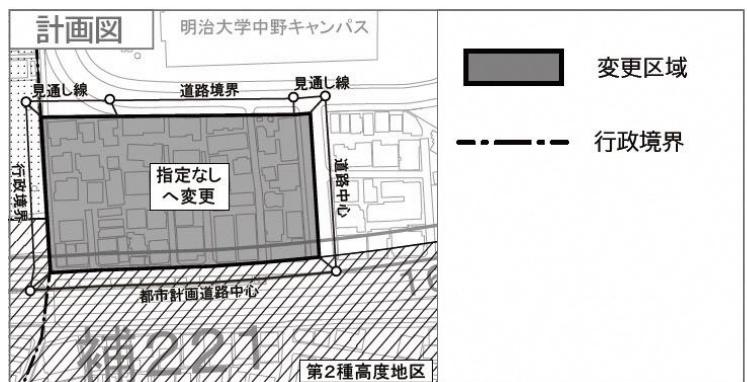
面積 約0.8ha



高度地区の変更

変更前 第2種高度地区 → 変更後 指定なし

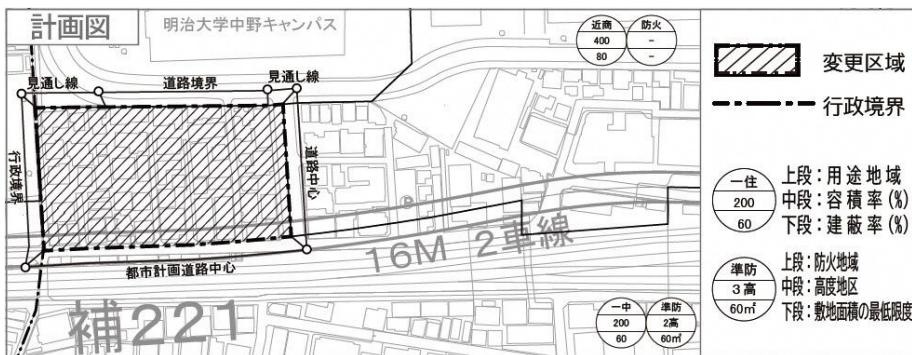
面積 約0.8ha



2-2. 団町地区 関連都市計画の内容

用途地域の変更（東京都決定）

	変更前	→	変更後
	第一種中高層居住専用地域		第一種居住地域
建蔽率	60%		60%
容積率	200%		300%
敷地面積の最低限度	60m ²		—m ²
面積 約0.8ha			



今後、本内容をもとに東京都と協議を進め、決定は東京都が行うことになります。

※現在東京都と協議中であり、内容が変更になる可能性があります。